

資料編



參考資料



1 事業一覧

※所管部署は令和2年（2020年）4月時点の名称（予定）で記載しています。

※「重点施策」欄は本計画における重点施策「①ひろめよう、それぞれの居場所 ～ 子どもの居場所づくり ～」「②みんなで寄り添う、健やかな育ち ～ 一人ひとりにあわせた相談支援 ～」「③だれもが安心、つながる支援 ～ 必要な支援を届ける環境づくり～」に対応、「未来応援施策」欄は国の大綱に則した総合的な取り組み「（1）教育の支援」「（2）生活の支援」「（3）保護者に対する就労の支援」「（4）経済的支援」「（5）その他」に対応しています。

■施策の柱1-1 保育及び教育環境の充実

施策展開(1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
公立こども園整備事業	公立こども園整備事業	公立こども園の4つの機能を果たし、老朽化の解消や安心・安全な教育・保育環境を整え、子どもたちが自分らしく過ごし、夢を育めるような施設づくりを行うため、『「夢はぐくむ」公立こども園整備計画（平成30年9月策定）』及び「公立こども園再整備計画（前期）（令和2年1月策定）」に基づき、整備を進めます。	こども事業課		○	○					1-1(2)		

施策展開(2) 就学前の教育・保育の質の向上

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
認定こども園等教育・保育推進事業	就学前施設教職員研修	公私立こども園、保育所(園)、幼稚園、地域型保育事業、児童発達支援センター等、豊中市の就学前施設の教職員対象に研修を行い、教育・保育の質を高めます。	こども事業課		○	○							
認定こども園等教育・保育推進事業	人権尊重に根ざした保育の推進	豊中市人権保育基本方針を中心に、子どもの生活実態をふまえ、さまざまな人権問題の解決をめざした総合的な取り組みをいっそう推進します。	こども事業課		○	○							
公立こども園支援事業	豊中市立こども園教育・保育研究会	こども園教員の専門性の向上を図るとともに、将来的展望に立った教育・保育を追求します。	こども事業課		○	○							
公立こども園支援事業	保育アドバイザー派遣事業	公立こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざします。また、研究保育を行い、指導助言を受けます。教育・保育内容や協議会は公開とし、関係機関へ発信します。	こども事業課		○	○							



細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生			
公立こども園支援事業	こども園支援社会人等指導者活用事業	遊びの場面など、多様な指導に際し、さまざまな技能や専門性をもった地域人材の登用と活用を図り、開かれた園づくりを推進します。	こども事業課		○	○					
公立こども園支援事業	公立こども園教育の自己評価	公立こども園が地域の幼児教育センター的役割を担うため、教育内容や環境などについて、自己評価を行い、市立こども園の教育の充実、教員の資質の向上を図ります。	こども事業課		○	○					
公立こども園支援事業	公立こども園評議員会	園や地域の実情に応じて、園運営に関し、保護者・地域住民の意向を聞くとともにその理解と協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくため、公立こども園評議員を各園に設置します。	こども事業課		○	○					

施策展開(3) 学校教育の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生			
教育振興計画の推進	教育振興計画の推進	教育振興計画をもとに、毎年度教育行政方針を作成・公表します。また、前年度事務事業等の点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表します。	教育総務課		○	○	○	○	○		
長寿命化計画の推進	長寿命化計画の推進	中長期的に維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設の求められる機能・性能を確保するため、学校施設長寿命化計画を策定します。	学校施設管理課				○	○			
とよなかブックプラネット事業	とよなかブックプラネット事業	学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する環境を整備することにより、児童生徒の読書活動を促進し、自ら学ぶ力を育成します。	読書振興課				○	○		1-2(2)	
とよなかブックプラネット事業	学校図書館への支援・学校との連携	学校図書館との連携により、児童生徒の読書活動を推進します。ブックプラネット事業により、読書センター、学習・情報センター、教員支援センターとして学校図書館が活用されるよう支援します。小学生の図書館見学の受け入れや、学校への団体貸出、調べものの相談(レファレンス)に応じ、学校と連携しながら、地域の子どもの読書を支えます。	読書振興課				○	○	○	1-2(2)	
学校図書館教育の充実事業	学校図書館教育の充実事業	学校司書を全小・中学校に配置し、授業での図書館活用を図ります。学校間相互並びに学校図書館と市立図書館の蔵書の一体的活用を図るため、図書運搬連絡車を運行します。	読書振興課				○	○		1-2(2)	
小学校35人学級の推進	小学校35人学級の推進	小学校3年生から6年生の学級編成を順次35人1学級とし、増学級された担任教員を市費負担の常勤講師として配置するため、教職員確保に向けた取組みを着実に進めます。	教職員課				○				
教職員の研修教育一般の研究・調査	教育センター機能の充実	教職員の研究・研修、情報・科学教育等の機能を充実します。また、資料の閲覧および教育情報の提供、市民講座の実施等により教職員、市民に開かれた施設として機能の充実を図ります。	教職員課(教育センター)				○	○			

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生			
教育情報化推進事業 (小学校管理費) 教育情報化推進事業 (中学校管理費)	教育情報化推進事業	小・中学校間のネットワークを構築し、各教室からインターネットを活用できる環境の整備をし、わかる授業づくりなどを支援します。また、地域に開かれた学校教育支援情報システムとして展開します。	教職員課 (教育センター)				○	○			
研究・研修 (研修指導費)	学校図書館教育の充実	各教科等を通じて学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることで、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実をめざします。	学校教育課				○	○	1-2(2)		
学力向上	学力向上自主企画事業	全国学力・学習状況調査等により明らかとなった各学校の児童生徒の学習面や生活面における個別課題に対応するため、学校の独自性を生かした学力向上策を支援し、活力ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課				○	○			
小中一貫教育の推進	「小中一貫教育」推進事業	小中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性を図るとともに、校種間のより望ましい連携や接続について、全中学校区において取組みを推進します。	学校教育課				○	○			
小中一貫教育の推進	小学校高学年教科担任制	小学校高学年担任による交換授業を行うとともに、専門性の高い教科・領域の授業を非常勤講師が担当し、中学校との段差解消及び義務教育9年間を見据えた効果的な学習指導環境の構築をめざします。	学校教育課				○				
英語・外国語教育の推進	小学校における国際理解教育(英語(外国語)体験活動)の推進	小学校における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動をととして、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざします。	学校教育課				○				
学校の適正規模にかか る企画立案	学校教育の充実	「学校規模と通学区に関する課題の解消に向けた基本方針」に基づき、学校や地域の実情に応じた課題の解消を図るための企画立案を行います。また、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育学校の開校に向けた準備を進めます。	学校教育課				○	○			
学校地域連携ステーション	学校地域連携ステーション事業	学校支援コーディネーターを学校に配置し、学校と地域における情報の共有化や地域諸団体の連絡調整など、学校と地域とのコーディネートを行い、学校教育活動の活性化を図ります。	学び育ち支援課				○	○			

施策展開(4) 幼少期から義務教育期間までつながりある育ちへの支援

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生			
認定こども園等教育・保育推進事業	幼保小連絡協議会	公私立こども園、保育所(園)、幼稚園、地域型保育事業、児童発達支援センター、公私立小学校相互の連携を密にし、一貫した教育のあり方を追究し、教育の充実に向け取組みます。	こども事業課		○	○	○				



■施策の柱1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

施策展開(1) 多様な人との交流や様々な体験活動(場)の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策		
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢	
こども多世代ふれあい事業	こども多世代ふれあい事業	小中学生を中心に、学習機会や文化芸術・スポーツに触れる機会を通じて子どもの交流の場を設けるとともに、様々な世代との交流を通して、多世代との豊かな人間関係を促進することを図ります。	人権政策課					○	○			1	
地域交流事業	地域交流事業(「ひと・まち・であい夏まつり」等)	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域の子どもの健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課(人権平和センター豊中)		○	○	○	○	○	2-1(1)			
国際交流センター施設運営管理	子ども国際事業「おまつり地球一周クラブ」	次世代の子どもたちが日本や世界の様々な文化の体験を通して具体的に学ぶことのできるような、異文化理解・国際理解の機会を提供します。	人権政策課((公財)とよなか国際交流協会)					○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	他	
高校生軽音楽フェスティバル	高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、所属する生徒達による野外ライブを行います。	魅力創造課						○				
文化行政推進事業	(仮称)子どもアートフェスティバル	子どもにアートに関心をもってもらえるよう、展示やワークショップ等さまざまなイベントを行います。(概ね3年に1回を予定)	文化芸術課		○	○	○	○					教育
音楽あふれるまち推進事業	ホールでオーケストラ	市内の中学生に舞台芸術に触れる機会をつくり、豊かな感性、創造性を育むとともに、舞台芸術への関心を高める。経済的理由等で舞台芸術に触れる機会がない子どもも等しく参加体験できます。	文化芸術課						○				教育
音楽あふれるまち推進事業	こども音楽フェスティバル	大阪音楽大学の協力のもと、ソロ、打楽器アンサンブルや、市内の中学・高校の吹奏楽部の演奏が楽しめるイベントを開催します。	文化芸術課						○	○			教育
音楽あふれるまち推進事業	豊中音楽コンクール	大阪音楽大学の協力のもと、次代を担う優れた演奏家を発掘・育成し、音楽文化の振興を図ることを目的とすると共に、子ども達に発表、鑑賞の機会を提供する。	文化芸術課							○			教育
屋内体育施設運営管理 屋外体育施設運営管理	スポーツ教室事業(子ども対象)	市民のライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図るため、体育館、武道館ひびき、温水プール、野球場、庭球場などで、各種スポーツ教室を行います。	スポーツ振興課		○	○	○	○	○				
環境学習の推進	環境学習の推進	環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルを実践できるよう、家庭や事業所、学校、地域団体などにおける環境学習を推進します。	環境政策課		○	○	○	○	○				
自然環境啓発事業	自然観察会・体験で学ぶ自然環境学習	自然に親しみながら自然環境を保全していくことの重要性を啓発するため、水生生物や鳴く虫などの自然観察会を実施しています。また、5歳以上の子どもとその保護者を対象に、竹切りや自然工作など体験で学ぶ自然環境学習「自然ふしぎ発見クラブ」も実施しています。	公園みどり推進課					○	○	○	○		
緑と食品のリサイクルプラザ主催事業	農体験等の資源循環啓発学習	小学校、こども園や親子等を対象に、野菜の植付けや米づくり、収穫等を体験する農体験学習を実施しています。また、食のリサイクルや農業などについて講演し、食と農の大切さ、循環型社会づくりの重要性について学ぶ講座型環境学習も実施しています。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○	○				

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生			
環境学習事業	絵本「きょうのきゆうしよくな～にかな」の発行	小学校給食の食べ残しを減らし、食べ物を大切にしたいという願いを込め、絵本を作成しています。給食が体を作り、元気の素になる大切なものであることや残してしまうと食べ物がごみになるので残さないようにしましょうといった内容です。就学前の市内こども園等の年長児全員に配布します。	家庭ごみ事業課			○	○				
環境学習事業	環境学習	こども園、小学生、中学生を対象とし、環境にやさしい行動を子どもたち自らが実践できるよう支援することを目的として、ごみの分別方法や実際のごみ収集車での収集作業の体感と乗車体験をとおり、より深くごみと再生資源について学習します。	家庭ごみ事業課			○	○	○			
市民活動情報サロン主催事業	学生・若者の市民公益活動への参加促進	市民活動情報サロンとの連携のもと、若者と市民公益活動団体等とが会う場所を作りだし、それらの活動に参加する若者に橋渡しを行います。具体的には高校に出向き、カリキュラム等で地域や社会活動に参加しやすいように、市民活動団体等からのボランティア募集情報を提供します。	コミュニティ政策課 (市民活動情報サロン)						○		教育
地域福祉計画推進事業	福祉共育の推進	小中学生を対象に子どもたちが高齢者や障害のある人など福祉ニーズのある住民と出会い、ふれあいの中からその生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくります。 (仮)福祉共育のてびきを活用し、「共に生きる・共に育ち合う」文化を醸成することを目的に、学校・地域・社会福祉協議会などと連携し、思いやりの意識や支え合いの必要性などについて周知します。	地域共生課				○	○			教育
公立こども園支援事業	サウンドスクール(幼児)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	こども事業課			○					
都市景観形成推進事業	中高生対象都市景観啓発事業	平成25年度(2013年度)に策定した「豊中市都市景観形成マスタープラン」において、まちの好感を楽しみ、共感へと広げる取組みを実践していく人を「景観スタイリスト」と呼び、その育成プログラムの一つとして市立中学校、市内高等学校に通う生徒たちが、「景観スタイリスト」として身近な景観を楽しむ「景観スポットまちあるき」を開催。まち歩きの中で生徒自身が見た残したい景観や気に入った景観を描いたスケッチを作成し、それらを掲載した「発見!とよなか景観スケッチブック」「とよなか景観まちあるきブック」を発行するとともに、それらの配布及び原画展の実施を通して、本市景観の周知にもつなげています。	都市計画課					○	○		
文化財の保護、活用及び啓発	子ども文化財教室の運用・出前講座	市内の埋蔵文化財や民俗資料など、これまでに収集・整理され調査された成果に基づいて、市民による学習活動や小・中学校での総合学習など、地域・歴史学習の一つとして展示室を運用し、出前講座を開催します。	社会教育課					○	○	○	
青少年自然の家施設運営管理	青少年自然の家の施設の利用促進	指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、小・中・高校が利用したいと思えるプログラムの開発、こども園のお泊り行事や一般の家族を対象とした事業を実施し、施設の利用促進を図っていきます。	社会教育課		○	○	○	○	○		



細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
青少年自然の家施設運営管理	青少年自然の家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動および自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	社会教育課		○	○	○	○	○			
青年の家いぶき主催事業	星空観察会	天体望遠鏡で惑星や月のクレーター等を観察することで、天体の知識を学習し、自然科学に対する興味を喚起することをねらい、星空観察会を行います。	社会教育課(青年の家いぶき)					○	○	○		
高校生ダンスフェスタ	高校生ダンスフェスタ	ダンスに取り組んでいる高校生世代のグループを公募して各代表者が企画運営に関わり、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程における出演者同士の交流や体験から学ぶことを大切にしたいダンスイベントを創りあげます。	社会教育課(青年の家いぶき)							○		
次世代育成講座	公民館講座	各公民館(中央、蛍池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習をとおして親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	図書館利用が困難な子どもへのサービス	動く図書館の巡回、団体貸出や出前おはなし会により、図書館に来館しにくい子どもたちへ図書館サービスを届けます。点字絵本やさわる絵本、大きな活字の本の収集により、図書館利用が困難な子どもへの資料提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-4(4)	3	
科学教育推進事業	「科学の街とよなか」推進事業	出前授業や科学イベントを実施し、科学教育の振興を図り、科学の側面から学びの循環都市をめざします。	教職員課(教育センター)					○	○			
国際(理解)教育の推進	ユネスコスクール活用等による国際教育推進事業	持続可能な社会の構築(ESD)を教育活動の基盤に、国内外の学校間交流等をとおして、グローバル社会を生きる次世代の担い手育成に向けた国際教育をすすめます。	学校教育課					○	○			
音楽教育の推進	サウンドスクール(児童・生徒)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	学校教育課					○	○			
とよなか地域子ども教室	とよなか地域子ども教室	子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	学び育ち支援課					○		1-3(2) 1-3(3)	1	生活
—	水に関する図画・習字作品募集	作品の制作および展示を通じて、上下水道への理解を深めることをねらいとして、小学4年生を対象に水に関する創意ある作品を募集します。	上下水道局経営企画課					○				
—	環境学習の推進	子どもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行います。 ②こども園、学校など市民のところへ出かけていく出前講座による環境学習を行います。	豊中市伊丹市クリーンランド再資源・搬入課		○	○	○	○	○			

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
—	ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設等でボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、コーディネートを行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○	○			
—	福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○				
—	世代間交流の推進	小中学校の子どもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○				

施策展開(2) 将来に向けた学びの場の提供

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
消費者啓発事業	学校向け消費者教育出前教室	市内の小学生、中学生を対象に携帯電話・インターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行い、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課					○	○			
薬局等の許可届出・監視指導・機能強化	親子で学ぼう夏休みお薬教室	薬は日常生活の中で年齢に関係なく使用されるため、幼い頃から薬の正しい使い方に関する知識を身に付けることは市民にとって有益であり、さらには将来の医療費削減にもつながります。そこで、小学生とその保護者を対象に、実験や工場見学などを含むお薬教室を開催し、医薬品の適正使用に関する啓発を行っています。	健康政策課					○				
薬物乱用防止啓発	若年層向け薬物乱用防止啓発事業	最近インターネットなどから大麻等を容易に購入することができるため、若者を中心に大麻、危険ドラッグ等の薬物を乱用した事件・事故が多発しています。そこで、豊中市と市内音楽事業者が協働で作成した薬物乱用防止楽曲を作成し、市内の大学の学園祭、高校生向け音楽イベント等で発信することで、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	健康政策課					○	○	○		
薬局等の許可届出・監視指導・機能強化	知っておこう薬の知識(出前講座)	最近インターネットなどで医薬品を簡単に手に入れることができるようになりましたが、薬は誤った用量や使用方法により、十分に効果が発揮されなかったり、思わぬ副作用によって健康被害が生じることもあります。そこで、薬について正しい知識を身に付けていただくために、薬はなぜ効くのか、薬の種類や飲み方、副作用などについてお話しします。	健康政策課					○	○	○		
薬物乱用防止啓発	薬物乱用ダメ。ゼッタイ。(出前講座)	近年、覚せい剤や大麻、危険ドラッグなど、薬物乱用が大きな社会問題となっています。薬物乱用とはどういうことか、乱用される薬物の種類、薬物の人体への影響など、薬物乱用のおそろしさについてお話しします。また、身近な人から誘われた場合にも、強い意志を持ってきっぱりと断れるよう、対処法を伝授します。	健康政策課					○	○	○		



細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
健康教育 (母子保健)	思春期教育	学校保健と保健所が連携し、小中学校での性教育などを行います。	母子保健課 保健予防課				○	○				教育
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	ライフデザイン支援事業	子ども・若者を対象として、結婚から育児までに前向きな意識が持てるよう情報誌の作成や講座をとおして、情報提供を行います。	こども政策課					○	○			
青年の家いぶき主催事業	平和月間事業	夏休み期間中に、青年の家いぶきにおいて、青少年対象に、平和月間事業でパネル展示などを行います。	社会教育課 (青年の家いぶき)				○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子ども読書活動推進計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもの読書環境の整えるとともに、子どもの読書活動を支える活動を推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、子どもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子どもと本をつなぐボランティア活動の支援	子どもと本をつなぐボランティアの活動を支援するとともに、子ども自身が読み聞かせボランティア活動に参加する取組を推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	2-1(3)		
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供	児童福祉施設や図書館、学校等で、さまざまな機会を通じ、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)及び豊中市子ども健やか育み条例について、情報提供します。	読書振興課 こども政策課		○	○	○	○	○	1-3(1) 2-2(3)		
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課		○	○	○	○		2-1(1)		
小学校体験学習の推進	小学校体験学習推進事業	各小学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動等、児童や学校、地域の実情等を踏まえ、地域資源を活用した体験プログラムを実施します。	学校教育課					○				
中学校体験学習の推進	中学校体験学習推進事業	各中学校におけるキャリア教育で捉えなおした特色ある教育活動や体験活動のさらなる活性化を図り、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得ならびに、それらを活用する力の育成を目指します。	学校教育課						○			
人権教育啓発関連事業	人権・平和の集い	子ども(こども園、小・中学生)、保護者・市民・教職員を対象に、人権・平和の集いを開催します。	学校教育課			○	○	○		1-3(1) 2-2(3)		
—	水道出前教室	小学4年生及びその保護者を対象に、水道への関心を深め、水道水が安全な飲み物であると理解してもらうことをねらいとして、水道水ができるまでの過程や、各家庭に水道水が配られる仕組みなどを、簡単な実験を行いながら説明します。	上下水道局 経営企画課					○				
常時啓発事業	若者向け選挙啓発事業「選挙はじめまして」	豊中市内の学校(小学校、中学校、高等学校、支援学校、専門学校、短期大学、大学など)に通う生徒などを対象に、「主権者教育」や「政治的教養を育む教育」に役立つ出前授業や選挙用品の貸出しなどを実施しています。	選挙管理委員会事務局				○	○	○			

施策展開(3) 子どもに対する情報発信や意見表明の機会確保

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	子どもの社会参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、子どもが意見表明することができるよう、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	こども政策課		○	○	○	○	○			
中学校体験学習の推進	中学生シンポジウム	中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課						○			

■施策の柱1-3 子どもの居場所づくり

施策展開(1) 子どもが安心して過ごせる家庭づくりの支援

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	家庭教育支援に関する連絡会議	家庭教育の支援について、関係部局や関係機関が方向性や課題等を共有し、互いに連携することを目的とした会議を開催します。	こども政策課 社会教育課	○	○	○	○	○	○	2-2(3)		

施策展開(2) 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
放課後居場所づくり事業	放課後居場所づくり事業	子どもたちが放課後、安全に安心して過ごすため、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施します。	学び育ち支援課					○		1-3(3) 2-4(1)	1	
放課後子どもクラブ施設管理 放課後子どもクラブ運営	豊中市放課後子どもクラブ事業	市立の全小学校で、放課後、帰宅をしても保護者が仕事などで家庭に不在の本市に居住している小学校4年生(支援学級・支援学校在籍児童は6年生)までの児童を対象に、遊びや異年齢の交流、集団活動を通じて、自発的・自主的な生活態度や習慣を養い、保護及び健全育成を図ります。	学び育ち支援課					○		2-4(1)		



施策展開(3) 地域における、子どもが安全に安心して遊びや学習等の活動が行える
機会(場)の提供

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
学び・居場所事業	こどもの学び・居場所事業	小中学生の今日的課題の支援及び解決のため、放課後や長期休暇時における学びの場や、居場所を提供します。	人権政策課				○	○			1	
男女共同参画推進センターすてっぷ施設運営管理	市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して地域のつながりを持つ機会の提供や、すてっぷのロビーを利用して若年層に着目し学習スペースを提供するとともに、地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	2-1(1)	1	
ごみ減量普及啓発事業	食品ロス対策事業	「子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」を実施している豊中市社会福祉協議会と連携し、食品の提供を募るフードドライブをイベント等において実施します。	減量計画課	○	○	○	○	○	○		1	生活
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	子どもの居場所ネットワーク事業	子どもの未来応援及び地域包括ケアシステムの考え方を踏まえ、地域ごとに子どもの居場所コーディネーターを配置し、学校を核としたセーフティネットの仕組みづくりを行います。	こども政策課		○	○	○	○	○		1	生活
学校体育施設開放事業	学校体育施設開放事業(遊び場開放)	子どもの健全育成や市民の健康・体力づくりの一環として、市立小・中学校の体育施設を市民に開放します。	学校施設管理課		○	○	○				1	
青年の家いぶき主催事業	自習室開放事業	学習支援の一環として、自習室を設置します。	社会教育課 (青年の家いぶき)					○	○	○	1	
蛍池公民館施設運営 庄内公民館施設運営 千里公民館施設運営 中央公民館施設運営	夏休み自習室開放	各公民館(中央、蛍池、庄内、千里)において、夏休み期間(8月1日から8月31日の平日)の9時から17時に小学生から高校生の児童生徒を対象に自習室を開放します。	中央公民館					○	○	○	1	
子どもの居場所づくり	子どもの居場所づくり事業	地域で子どもたちが遊び、憩い、学び、つながる場が必要とされています。このことから、日曜日や長期休業中の地域における子どもたちの居場所づくりを行い、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかに心豊かに育んでいく場を創出・提供していきます。	児童生徒課 (少年文化館)					○	○		1	
図書活動	図書活動	図書ラウンジを地域に開放し、貸し出し、自由閲覧、たのしいつどいなど、図書に親しむ機会を提供します。	児童生徒課 (少年文化館)		○	○	○	○			1	
庄内少年文化館施設管理	学習活動	長期休業中における自習室開放 目的：学習の基本的態度、習慣の育成・基礎基本の徹底・集団活動を通して社会性の育成。 対象：市内在住の小学4年～中学3年まで	児童生徒課 (少年文化館)					○	○		1	

■施策の柱1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援

施策展開(1) 子どもの相談窓口体制の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
家庭児童相談事業	家庭児童相談事業	子どもと家庭にかかるあらゆる相談に応じる「総合相談窓口」を設置するとともに、相談支援ネットワーク会議を構築し、部局間連携を推進します。	子ども相談課		○	○	○	○	○	2-3(1)	2	
家庭児童相談事業	子どもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	子ども相談課	○	○	○	○	○	○	2-3(1)	2	他
人権教育啓発関連事業	子どものための相談窓口の周知	市や教育委員会、府などの関係機関で行っている相談窓口(いじめや友達の悩み・不登校の悩み等)について、様々な手法を用いて子どもへの周知を図ります。	学校教育課 子ども政策課 子ども相談課					○	○	○	2	生活

施策展開(2) 子どもの悩みへの支援の推進

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
精神保健事業	いのちの授業	若年層のうつ病・自殺対策として実施しています。一人ひとり大切な存在であり、問題や悩みを抱えても一人で抱え込まず誰かに相談すれば、解決できることを啓発します。	保健予防課						○	○		生活
精神保健事業	こころの体温計	うつ病・自殺対策として実施しています。インターネットを利用した、メンタルセルフチェック。今のこころの状態をチェックし、判定画面に簡単なアドバイスと相談窓口を案内しています。	保健予防課	○					○	○	2-2(2)	生活
精神保健事業	こころの健康相談	不登校・ひきこもりの相談、その他こころの不調や精神症状等に関する相談に対応しています。早期回復により、学校や社会生活に復帰できるように支援します。	保健予防課						○	○		生活
生徒指導支援事業	青少年相談活動	小中学生のいじめ・非行等の問題について、専門相談員が小中学生本人やその保護者からの相談を受け、問題解決にむけて支援します。	児童生徒課						○	○		
スクールサポーター配置事業	スクールサポーター配置事業	小・中学校にスクールサポーター(大学生等)を配置し、配慮を要する児童・生徒に対して心理面等の状況に応じてサポートを行います。	児童生徒課						○	○		
スクールソーシャルワーカー活用事業	豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校・虐待など児童生徒のさまざまな課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として小中学校に派遣・配置を行います。	児童生徒課(少年文化館)						○	○	2	教育
スクールカウンセラー配置事業(連絡協議会)	スクールカウンセラー配置事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	児童生徒課(少年文化館)						○	○	2	



細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
創造活動(不登校支援)	創造活動(不登校児童生徒への援助)	豊中市在住の小中学生を対象に、家庭と学校との中間的なステーションとして、不登校状態の子どもたちに安心できる居場所を提供し、以下3点の援助活動を行っています。①不登校等の児童生徒に関する、保護者や教職員への相談援助活動②学生カウンセラーによる、不登校児童生徒の家庭訪問を主とした訪問援助活動③多様なプログラムを設け、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる自主創造活動(グループ活動)	児童生徒課(少年文化館)					○	○			教育

施策展開(3) 子どもが安心して相談できる環境づくり

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
地域福祉計画推進事業 スクールソーシャルワーカー活用事業	コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの連携会議	学校と福祉の連携のため、地域福祉計画に基づき、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの意見交換会を開催し、複雑多様化の一途をたどる問題の解決に向けてネットワークを形成し包括的な支援に向けた検討を行います。	地域共生課 児童生徒課(少年文化館)					○	○		2	他
家庭児童相談事業	いじめ・児童虐待の防止対策	子ども一人ひとりの健やかな成長と子どもを愛情深く育むことができるよう、いじめ・児童虐待を許さない地域社会づくりの推進のため、いじめ防止対策や児童虐待の防止・早期発見などに取り組みます。	こども相談課		○	○	○	○	○		2	
豊中市いじめ防止基本方針の推進	豊中市いじめ防止基本方針の推進	いじめに関する関係機関との連携を目的とした「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」等を設置・運営します。	児童生徒課					○	○			

施策展開(4) 必要な支援を届ける環境づくり

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
国際交流センター施設運営管理	子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化子ども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課((公財)とよなか国際交流協会)		○	○	○	○	○		3	教育・生活
国際交流センター施設運営管理	多文化共生推進事業	外国人、日本人が相互の文化を学びあい、理解を促す取組みをさまざまなテーマで実施します。	人権政策課((公財)とよなか国際交流協会)						○		3	他

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策		
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢	
—	多文化子どもエンパワメント事業 [若者支援]	15歳以上の外国にルーツを持つ若者を対象とした活動を行っています。若者が無条件に参加できる居場所の機能を果たすほか、相談対応や日本語指導を行います。 【団体自主事業】	(公財)とよなか国際交流協会						○	○		3	生活
屋内体育施設運営管理	障害児チャレンジスポーツ	3歳～中学生の障害のある子どもを対象に、体育遊びを通して、体を動かす楽しさを体験してもらおうとともに、体力の向上を図ります。	スポーツ振興課			○	○	○				3	
就労支援事業	くらし再建パーソナルサポート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行うため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行う「くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき」、アウトリーチが必要なケースはコミュニティ・ソーシャル・ワーカーと連携した支援ができる「くらし再建パーソナルサポートセンター@社協」の3機関による直営+委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、庁内の関係部局との連携を図っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	3	生活
就労支援事業	就学・就労に向けた学習支援事業	貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により、将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等の子どもを対象に、多様な学びや体験の機会を提供し、働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を身に付けられるよう支援します。	くらし支援課					○	○	○	1-2(2)	3	教育
—	社会福祉事業基金	広く市民の方からの寄付を受け、積み立て運用し、子どもの福祉にかかわる施設整備(認定こども園の建設費用や修繕費用)や事業に要する費用に充て、社会福祉の充実に努めます。	地域共生課		○	○					2-3(4)	3	生活
障害児施設通所	障害児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があり、障害児に対する日常生活での基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの援助を行います。	こども相談課		○	○	○	○	○			3	
障害児施設通所	発達支援・障害児支援者研修	保育所、幼稚園、こども園等の就学前施設及び市立小・中学校の教員等を対象に子どもの発達や障害について、早期の気づきから発達支援につなげ、子どもの育ちを支えることを目的とした研修を行います。	こども相談課		○	○	○	○				3	
障害児福祉計画の推進	医療的ケア児支援連絡会議	人工呼吸器の装着等の医療的ケア児が、どのライフステージにおいても、つなぎの支援や保健、医療、障害福祉、保育、教育を担当する機関が緊密に連携し、地域で主体的に生活ができるための仕組みを構築します。	こども相談課		○	○	○	○	○			3	
こども療育相談事業	こども療育相談事業	障害や発達に課題のある子ども及び保護者、家族、支援者等に対して、相談支援事業の基本相談や計画相談、保育所等訪問支援事業、巡回相談、障害児療育支援事業を組み合わせるとともに、多職種の専門職を配置することで、初期の相談対応からサービス利用の調整、子どもの所属する集団での支援まで総合的な支援を行います。また、ペアレントトレーニング等、保護者支援の拡充を図ります。	こども相談課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		2-3(5)	3	



細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
児童発達支援・放課後等デイサービス事業(保育・療育)	小集団親子教室	児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び概ね小学校2年生までの放課後等デイサービス事業です。発達に課題のある子どもに、育ちや発達特性に合せた関わりを通して、人や物、遊び等の興味を育てます。また、保護者の子どもの育ちや特性の気づきを促すとともに適切な関わりについて支援します。	こども相談課(児童発達支援センター)		○	○	○			2-3(5)	3	
児童発達支援・放課後等デイサービス事業(保育・療育)	児童発達支援センター親子通所	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。子どもの育ちや障害、発達特性に合わせた関わりを通し、気持ちの通い合う人間関係の土台作りとともに、基本的な生活習慣の獲得や地域、社会への適応性を広げることを保護者と連携をしながら進めていきます。	こども相談課(児童発達支援センター)		○	○				2-3(5)	3	
児童発達支援事業等民間委託	個別療育事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。子どもの障害や発達特性について、専門的な見立てを行い、集団生活に適應できるよう個別療育を行います。あゆみ学園跡地で民間事業者への委託事業として実施します。	こども相談課(児童発達支援センター)				○			2-3(5)	3	
児童発達支援事業等民間委託	単独通所	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。3歳児以上の子どもが単独で通所し、子どもの興味や経験を広げ、人間関係の土台作りや基本的な生活習慣の獲得等を支援します。あゆみ学園跡地で民間事業者への委託事業として実施します。	こども相談課(児童発達支援センター)				○			2-3(5)	3	
診療・看護・訓練	児童発達支援センター診療所	身体障害や発達に課題のある子どもに対し、医学的な見立てを行い、必要に応じて医学的処置や専門医療機関への紹介等を行います。また医師の指示に基づき、必要に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門的なリハビリテーション等を行います。	こども相談課(児童発達支援センター)		○	○	○	○	○	2-3(5)	3	
公立こども園施設運営	家庭支援推進保育事業	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課		○	○				2-3(4)	3	教育
認定こども園等教育・保育推進事業	障害児保育	子どもの実態を把握し一人ひとりの状況に応じながら統合保育を原則とした障害児保育を行います。	こども事業課		○	○					3	

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策			
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢		
母子父子福祉センター施設運営管理	母子父子福祉センター事業	母子家庭・父子家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。(ひとり親家庭学習支援教室)豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。(相談員による相談ほか)母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援施策へつないでいます。そのほか、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。(弁護士相談)養育費の未払いや増額、別居している親子の面会交流、子育て、その他の様々な家庭内の悩みごとについて弁護士による法律相談並びに養育費等の専門相談員による相談を実施してまいります。離婚前の相談もしています。(就業支援講習会等事業)ひとり親家庭の母又は父ならびに寡婦の自立のため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を実施します。休日に開講する等、就労中のひとり親家庭の母等の実態・ニーズを踏まえて実施してまいります。	子育て給付課					○	○	○	2-3(4)	3	教育・生活・就労	
認定こども園等入園	保育施設への入所	被虐待児童家庭への支援のため、優先的な保育施設入所に配慮します。(児童虐待防止法13条の2)	子育て給付課		○	○					2-3(4)	3		
豊中市奨学生	奨学金事務	修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学費を貸し付けています。	教育総務課							○	2-3(4)	3	教育	
子ども・若者育成支援事業	若者支援総合相談窓口等事業	社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報提供、助言などコーディネートを行い、若者の自立を支援をします。高校生世代の若者の義務教育課程の学び直し(いぶき学習支援事業)や学校出張相談も行っています。	社会教育課(青年の家いぶき)							○	2-3(4)	3	教育	
課題別講座	公民館講座 課題別講座 地域で子育てを考える学習会	貧困を初めとする子どもたちを取り巻く環境の厳しさの中で、改めて子どもたちの背景にある実際の生活やその中の思いを知る事から、具体的な関わりや子どもたちにとって住みやすい地域づくりについて考えます。(蛍池公民館実施)	中央公民館	○	○	○	○	○	○		2-3(4)	3	他	
図書館活動・すべての人への資料提供事業	外国人親子に向けた高校進学相談会	外国にルーツを持つ子どものために、その保護者や関係者を対象とした高校進学に向けた相談会を実施し、対象者がゆとりを持って進学に向けた準備を行えるようにします。【市民協働事業】	読書振興課							○		3	教育	
中学校夜間学級捕食事業	中学校夜間学級捕食事業	中学課程の修得をめざしている生徒の健康保持と就学奨励を図るために補食(パンと牛乳)を実施します。 ※:義務教育の年齢(満15歳)を超えている人が入学対象	学校給食課								※	3	教育	
通訳派遣事業	通訳者派遣事業	渡日してくる児童・生徒、また、保護者の様々な状況に対応するため、学校等へ通訳者の派遣を行います。	学校教育課							○	○	2-3(4)	3	



細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
通訳派遣事業	国際教室	渡日児童生徒(帰国含む)に、学校の学習支援や日本語の読み書きを指導するとともに、様々な国から来た子どもたちが交流し様々な文化を学びます。	学校教育課					○	○			3	
在日外国人教育推進事業	在日外国人教育推進協議会	在日外国人教育基本方針に基づき在日外国人教育の推進について連絡・調整を行います。	学校教育課					○	○			3	
進路選択支援事業	進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・蛍池の両人権まちづくりセンター及び青年の家いぶきにおいて実施します。	学校教育課							○	○	3	教育
支援学級管理運営事業	障害児教育推進事業	障害のある乳幼児・児童生徒が地域の中でいきいきと生活できる環境づくりの推進を目的に、福祉・保健・教育を担当する機関が緊密な連携を図り、効果的な施策推進を図ります。	児童生徒課 こども事業課		○	○	○	○				3	
学校支援事業	障害児教育推進事業	支援教育を進めるため、小・中学校において障害のある子どもの教育環境の充実や、巡回相談を行います。また、こども園や小・中学校の教職員を対象とした研修会を行います。	児童生徒課			○	○	○				3	
寄り添い型学習支援事業	寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課 (少年文化館)							○		3	教育

■施策の柱 2-1 地域の子育て環境の整備

施策展開(1) 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点(場)の活用

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
(仮称)南部コラボセンター基本構想の推進	キッズランドしょうない	地域の親子が集う場を提供することで、親子間、世代間の交流を図ります。また、子育て世代が抱える不安や悩みが少しでも解消するよう、各方面から専門家を講師として招き、面白くてためになる催しとなることを狙いとします。	南部地域連携センター		○	○	○						
子育て支援センターほっぺ事業	子育て支援センターの整備	地域の子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、ボランティアグループの活動の支援、遊びや交流の場などを提供する地域子育て支援センター等の施設をおおむね1中学校区に1カ所設置します。また、子育て支援センターほっぺが地域子育て支援拠点を総括する中核的な施設として、子どもの視点に立った子ども施策の企画調整を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○					2-1(3)		
子育て支援センターほっぺ事業	遊びの場の提供	気軽な集いの場として、子育て支援センターほっぺ、地域子育て支援センターのプレイルームや庭の開放を行います。また、保育教諭が体育館などにも出向き、遊びの提供や相談を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○							

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
子育て支援センターほっぺ事業	赤ちゃんサークルびよびよ	子育て支援センターやこども園等において、0歳児とその保護者や妊婦を対象に、子育て相談を行ったり、親子のふれあい遊びの場と情報を提供します。	こども相談課(子育て支援センター)		○							
私立認定こども園等運営助成	地域活動事業	施設型給付施設等(こども園、保育所等)において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課		○	○				1-3(1) 2-2(3)		
地域子育て支援センター事業	こども園地域活動事業	公立こども園において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課		○	○				2-2(2) 2-3(1)	2	
私立認定こども園等運営助成	私立幼稚園教育振興・子育て支援事業	私立幼稚園が幼児教育の充実推進事業と、子育て支援事業を実施することで、地域の幼児教育支援センター的な役割を担います。	こども事業課		○	○						
地域子育て支援センター事業	子育てサークルの育成	公立こども園で「親と子の遊びのひろば」を開催し、子どもの視点に立った遊びや情報の提供を行い、保護者が子育ての楽しさを共感したり、悩みを話し合うことで、保護者の仲間づくりを進めます。	こども事業課		○	○						
庄内公民館施設運営 千里公民館施設運営	保育室開放	千里公民館において週2回、庄内公民館において週1回、就学前の親子を対象に保育室を開放します。	中央公民館		○	○						
蛸池公民館施設運営 庄内公民館施設運営 千里公民館施設運営 中央公民館施設運営	公民館登録グループ(子育てグループ)の支援	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、公民館登録グループとして、子育てグループの活動場所を提供します。	中央公民館		○	○						
図書館活動・すべての人への資料提供事業	外国人親子の交流の場づくり	とよなか国際交流協会に協力し、絵本の読み聞かせや図書館利用を体験する外国人親子の集いの場を提供し、図書館の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	
—	子育てサークルへの支援	子育てサークルへの助成金に関する情報提供、会員募集の支援、サークル運営に関する情報提供・情報交換、手遊びや読み聞かせ等の学習機会の提供など支援を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○						
—	子育てサロン	小学校区単位に月1～2回、子育て中の親子の交流や情報交換の場づくりを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○							
—	子育て支援ネットワーク事業	小学校区単位の子育てサロンの開催、子育てボランティアの派遣、子育てサークルマップの作成、わいわい子育てミーティングなどを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○				2-1(2)		



施策展開(2) 地域子育て・子育てネットワークの充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
地域子育て・子育て支援ネットワーク事業	子育て・子育て支援のネットワーク事業	公立こども園が中心となって、コミュニティソーシャルワーカーとともに各小学校区の地域活動を支援するために、校区連絡会を開催し、関係機関や団体との連携を図り、身近な日常のかかわりの中で、子育て支援を行います。子育て支援センターほっぺは、校区連絡会を統括し、地域福祉ネットワーク会議の子ども部会の事務局を担います。	こども相談課(子育て支援センター)		○	○						
子育て支援センターほっぺ事業	公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」など公民が一体となり、地域の親子へ子育て情報の提供とともに各機関のPRを行っています。	こども相談課(子育て支援センター)		○	○				2-1(2)		
民生・児童委員協議会	民生・児童委員活動主任児童委員活動	こども相談課をはじめ地域の関係機関・団体等と連携・協働し、見守りや支援活動を進めます。	地域共生課		○	○	○	○	○			生活
—	小地域福祉ネットワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○	○	○		2-1(1)		

施策展開(3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
更生保護事業	豊中地区BBS会活動	さまざまな問題を抱える子どもと交流し、立ち直りを支援したり、レクリエーション活動や非行防止活動などを行います。	地域共生課						○	○		
青少年団体の事業補助	青少年団体連絡協議会	青少年団体相互の連絡及び情報交換を行います。	社会教育課(青年の家いぶき)				○	○	○	○		
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子育て支援センターほっぺ・地域子育て支援センター・社会福祉協議会との連携・協力	図書館による団体貸出や絵本講座など、子どもとその保護者が読書に親しむための機会を関係機関と連携して提供します。	読書振興課		○	○					2-1(1)	
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子ども文庫活動の支援と協力・連携	個々の子ども文庫に対して、資料の団体貸出、子どもの本に関する情報、文庫活動に役立つ情報の提供を行います。また、豊中子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、子どもの読書の大切さについて保護者や地域の大人の理解を深める取り組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子ども読書活動推進計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもの読書環境の整えるとともに、子どもの読書活動を支える活動を推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子ども読書活動連絡会	市民、関係部局、関係機関からなる「子ども読書活動連絡会」による情報共有・連携を進め、全市的、多角的に、豊かな子どもの読書環境の整備をめざします。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-2(2)		

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生			
地域ボランティア支援事業	青少年健全育成会・青少年指導チーム指導員会	各小・中学校区での青少年の健全育成活動を通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援の強化を進めます。	児童生徒課				○	○			
生徒指導支援事業 関係機関連携事業 子ども見まもり事業	少年を守る日・学警合同補導・巡視及び広報活動	各関係機関・団体と連携し、市内の危険箇所や書店等への立ち入り調査並びに交通安全指導等を行うとともに、広く市民への啓発広報活動を行い、青少年の健全育成を図ります。	児童生徒課					○	○		
地域教育協議会(すこやかネット)	地域教育協議会(すこやかネット)	中学校区に設置された地域教育協議会の活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連携を充実し、地域における総合的な教育力の向上をめざした活動を展開します。	学び育ち支援課		○	○	○	○		1-3(3) 2-1(2)	1
—	高齢者による有償育児支援サービス	小学校の放課後やこども園等で見守りなどの支援を実施しています。 【団体自主事業】	(公社)豊中市シルバー人材センター		○	○	○	○	○		

■施策の柱2-2 子育てに必要な情報提供等

施策展開(1) 利用者支援窓口の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
母子健康手帳交付事業 相談(母子保健) 健康教育(母子保健)	利用者支援事業(母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談対応を行います。必要に応じて、医療機関、地域の子育て支援事業や、教育・保育施設の利用について情報提供しています。	母子保健課		○	○	○				2	生活
子育て支援センターほっぺ事業	利用者支援事業(基本型)	こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。 子育て家庭が教育・保育施設や地域子育て支援事業、の利用にあたって、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連携調整を行っていきます。	こども相談課(子育て支援センター)		○	○	○				2	生活
子育て給付課一般事務事業	利用者支援事業(特定型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	子育て給付課		○	○	○				2	生活



施策展開(2) 子育てに関する情報発信の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
外国人向け市政案内・相談窓口	外国人向け市政案内・相談窓口	外国人向け市政案内・相談窓口に外国語(英語・中国語・その他言語も対応可)の出来る相談員を配置し、来庁する外国人に基本的な行政(サービス)情報を適切に提供するほか、担当課への案内、手続きにかかる通訳、その他相談に応じます。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	3	生活
メール配信システムの運用	メールによる情報提供の充実	メール配信を希望する人に、子育てに関する情報や、各小中学校・認定こども園からの連絡事項などを担当課が配信できるシステムです。	情報政策課 教育総務課		○	○	○	○				
インターネットを活用した情報発信等	ホームページの運用管理	子どもと子育て世代向けのページ「遊ぶ・学ぶとよなかキッズ」を開設し、子育て・子育て支援情報を掲載しています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○			
広報とよなか等の発行	広報とよなか等の発行	子育て・子育てに関する特集やお知らせの記事を掲載します。また、未就学児を対象にした記事には「子ども」マークを付け、より探しやすいとしています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○			
広報とよなか等の発行	外国人向け市政案内情報の発行	外国人に関わりが深いと思われる市政情報(乳幼児予防接種や相談窓口、催しなど)を毎月5言語(英語、中国語、スペイン語、韓国・朝鮮語、ベトナム語)で発行します。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	3	
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	子育て・子育て支援ポータルサイト「とよなかあみ」	子育て・子育てに関する行政サービスの情報を集約し、目的や対象者に合わせて分かりやすく発信するポータルサイト及びアプリ「とよなかあみ」を運営管理します。	こども政策課	○	○	○						
子育て支援センターほっぺ事業	出前講座	子育てサロン等からの依頼により地域に出向き、遊びや情報の提供・子育て相談を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○						
子育て支援センターほっぺ事業	情報提供の充実	子育てマップや子育てサービスガイドなど、身近な地域の子育て支援の情報提供や子育て総合情報誌を発行します。また、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育など子育てに関わるさまざまな情報をインターネットで公開するとともに、最新情報を定期的に更新します。	こども相談課 (子育て支援センター)	○	○	○						
公立こども園支援事業	「食育」の取り組み	心とからだの健康、人との関わりや食を営む力の基礎を培うことができるよう、教育・保育指導を行います。	こども事業課		○	○				3-1(1)		生活
地域子育て支援センター事業	「食」に関する子育て講座	地域の子育て家庭を対象に、こども園給食をもとに、離乳食・幼児食や手作りおやつなどの講習を行います。	こども事業課		○	○				3-1(1)		生活
認定こども園等入園	外国人保護者への保育施設入所案内等	入所時の説明や教育・保育制度の理解に役立つように、英語版の入所案内を作成、配布します。	こども事業課 子育て給付課		○	○				2-3(4)	3	
図書館活動・すべての人への資料提供事業	情報提供の充実	図書館ホームページやとよなかあみなど多様なメディアでの情報提供を行います。各図書館では子育てに関する図書の充実、地域の子育て情報の提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-2(2)		
—	子育てサークル・子育てサロン情報	インターネットを通じて、子育てサークルの情報を提供します。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○						

施策展開(3) 家庭教育支援の推進

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
(仮称) 南部コラボセンター基本構想の推進	子育て・子育て・親育ち事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的 に開催し、子育てしやすい地域をめざします (ママとベビーのすくすくヨガ、えがおは ぐくむベビーマッサージ、パパとベビーで楽 しくあそぼう、パパのためのベビーマサ ージとママが助かる育児の話)。	南部地域連携 センター		○					1-3(1)		
子育て支援センターほっぺ事業	子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の 保護者を対象に子育てに関する講座を開催し ます。	こども相談課 (子育て支援 センター)		○	○				1-3(1)		
子育て支援センターほっぺ事業	親を学ぶプログラム (ベビー・パパ編含む)	親の本来持っている力を引き出し、「親」と しての自信を持って子育てができるようにワ ークショップを行います。参加者同士が経験・ 交流する中で各自がさまざまな事に気づ き、自分自身を見つめる機会とします。	こども相談課 (子育て支援 センター)		○	○				1-3(1)		
子育て支援センターほっぺ事業	「安心感の輪」プログラム	日常生活の何気ない子どもの姿から子ども の欲求や気持ちを理解し、子どもの安心感を育 むかわりを学ぶ機会とします。	こども相談課 (子育て支援 センター)		○	○				1-3(1)		
公立こども園支援事業	こども園児童とのふれあい及び育ちを学ぶ機会 の提供	家庭科授業の中で、①子どもの育ち方・子 どもへの接し方②子育てで大事にしたいこと を話し、実際にこども園等で子どもと接する 機会を持つこととあわせて、子育てや保育につ いて体験し学習します。	こども事業課						○	1-3(1)		
ブックスタート事業	ブックスタート事業 「えほんはじめまして」	4カ月児健康診査時の機会を活用するなど、 図書館が関係部局・市民と連携しながら、地 域で子育てを応援していることを伝え、乳幼 児と保護者が絵本と出会う機会を提供しま す。また、絵本を通じた親子のふれあいの一 助とします。	読書振興課		○					1-3(1)		生活
家庭教育支援事業	家庭教育支援事業	親学習の講座や世代間交流の実施など、様 々な家庭教育に関する学習機会の提供を行いま す。	学び育ち支援 課		○	○	○	○	○	1-2(2) 1-3(1) 2-1(3)		

■施策の柱2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

施策展開(1) 相談窓口の活用促進

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
精神保健事業	精神保健福祉相談 こころの健康相談	こころの不調や精神疾患等に関して、予防か ら、早期発見早期対応、社会復帰に至るまで の一連の相談支援を行っています。特に、次 世代の養育者となる子どもが健やかに育つよ う、親のうつ病自殺予防として産後うつ病の 早期発見や、思春期の精神疾患の早期発見に 努めています。	保健予防課	○	○	○	○	○	○	1-4(1)	2	生活
相談(母子保健)	妊娠・出産・子育て 相談窓口	妊娠から出産、子育てにいたる幅広い相談に 対応するため、関係機関との連携により、す こやかプラザ内に相談窓口を設置します。	母子保健課	○	○	○				3-1(1)	2	



細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
相談(母子保健)	妊産婦乳幼児等電話面接相談	①妊産婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます。 ②妊娠や産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者に対し保健師等から電話による保健指導を行います。	母子保健課	○	○	○					3-1(1)	2	生活
児童虐待相談事業	子どもを守る地域ネットワーク	大阪府池田子ども家庭センターをはじめ、児童に係る関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども相談課	○	○	○	○	○	○			2	
児童虐待相談事業	児童虐待相談事業	児童虐待の通告及び相談の受理、調査、支援をします。	こども相談課	○	○	○	○	○	○			2	
子育て心の悩み事業	子育て心の悩み相談事業	保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する個別の相談を受けたり、親子が前向きな関係をつくる具体的スキルを学ぶプログラムを実施します。	こども相談課		○	○	○					2	
子育て支援センターほっぺ事業	子育て支援センターの相談事業	育児、食事、健康などについての相談助言(電話、面談、出前相談)を子育て支援センター・保育教諭が行います。	こども相談課(子育て支援センター)		○	○						2	
地域子育て支援センター事業	子育て相談	子育てに関する電話相談と来所による相談を行います。	こども事業課		○	○						2	
教育相談業務	教育相談総合窓口	教育に関する様々な悩みや問い合わせについての対応を行うことを目的として、電話相談や関係機関等の紹介を行います。	児童生徒課				○	○	○			2	
教育相談業務	教育相談	子どもの心理・行動・ことば(発音等)などに関する悩みについての相談に対応し、個人のより豊かな心身の成長を促すことを目的としたカウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課				○	○	○			2	

施策展開(2) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型(アウトリーチ型)支援体制の強化

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
訪問指導事業(母子保健)	妊産婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	助産師または保健師などが家庭訪問して、妊産婦や乳幼児の健康状態を観察し、適切な保健指導や助言、受診勧奨などを行います。	母子保健課	○	○	○					3-1(1)	2	生活
相談(母子保健)	地区育児相談	地域の子育てサロンやこども園などからの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが地域に出向き健康相談を行います。	母子保健課		○	○						2	
訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	こども相談課(子育て支援センター)		○						2-2(2) 3-1(1)	2	

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
訪問事業	育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭や、育児不安が高い家庭に対して、保育教諭や臨床心理士等が家庭を訪問し、育児に関する相談や助言等の支援を行います。	こども相談課(子育て支援センター)		○	○	○			3-1(1)	2	生活

施策展開(3) 多様な子育て支援の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
日中一時支援事業	日中一時支援事業	施設での宿泊を伴わない一時的な入所サービスです。〈一時的な利用〉知的障害者又は障害児で、介護者の病気やその他の理由により、居宅での介護が一時的に困難になった場合にご利用いただけます。〈継続利用〉障害のある中学生・高校生で、放課後において継続して支援が必要な方にご利用いただけます。	障害福祉課		○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	
相談(母子保健)	宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業	出産後3カ月以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等必要な保健指導を宿泊型及びデイサービス型で実施します。	母子保健課		○					3-1(3)		
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人からなる相互活動を支援します。サービス内容は、こども園等の開所前、終了後の子どもの預かり、こども園等への送迎などです。運営は社会福祉協議会に委託しています。	こども政策課		○	○	○	○	○	2-3(3)		
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなったときに、7日間を限度に子どもを児童養護施設で預かる「宿泊型ショートステイ」と、「日帰り型ショートステイ」を行います。	こども相談課		○	○	○					
児童発達支援事業等民間委託	障害児一時預かり事業	就学前の障害や発達に課題のある子どもにおいて、保護者の緊急時等一時預かりを行います。あゆみ学園跡地で民間事業者への委託事業として実施します。	こども相談課(児童発達支援センター)		○	○				1-4(4) 2-3(4)	3	
私立認定こども園等運営助成緊急一時保育事業(公立)	一時預かり事業(一時保育事業)	一時保育として、週3日を限度とした断続的保育、やむを得ない理由により月12日を限度とした緊急保育を行います。	こども事業課子育て給付課		○	○				2-4(1)		
休日保育事業	休日保育	保護者の就労、疾病等の事由により、休日における家庭での保育が困難である児童に対し保育サービスを提供します。	こども事業課子育て給付課		○	○				2-4(1)		
—	ボランティア派遣事業	産後の家事援助やこども園等送迎など子育て家庭に対し、ボランティアによる支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○				2-1(2)		



施策展開(4) 必要な支援を届ける環境づくり

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
DV対策基本計画の推進	DV面接・電話相談事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する情報提供や助言を行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携とりながら、DVに関する悩みや相談に対応しています。	人権政策課					○	○	○	1-3(1)		
男女共同参画推進センターすてっぷ施設運営管理	性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業	(女性の生き方総合相談(電話相談・働く女性のための電話相談・ガールズ相談・カウンセリング)、からだと心と性の相談、しごと準備相談、労働相談、法律相談、男性のための相談)市民が抱えるさまざまな男女共同参画推進に関する問題の解決を支援するため、ジェンダーの視点を敏感に持ち相談事業を実施。地域に開かれた安心して話すことができる「女性のための相談室」として、多様な相談メニューを通じて、女性が働く、働き続けながら社会に参画、活躍の場を広げられるよう支援します。男性のための相談では、固定的な意識に捉われず自らの課題に向き合えるよう支援します。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	○	1-4(4)	3	生活
国際交流センター施設運営管理	外国人のための多言語相談サービス事業	外国人に対して母語で必要な情報提供を実施します。(就労相談を含む)	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会)	○	○	○	○	○	○	○	1-4(4) 2-2(2)	3	生活・就労
国際交流センター施設運営管理	おとなサポート事業	子どもを抱える外国人女性などが気楽に集まって子育てなどについて話す場を提供したり、子育てなどに悩む外国人の相談窓口を設けています。	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会)	○	○	○	○	○	○	○		3	生活
国際交流センター施設運営管理	日本語交流活動「もっともつつかえるにほんご」	資格取得や就労などステップアップをめざす外国人のための日本語学習の場を実施します。(毎週月曜日10時～12時)	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会)	○					○	○		3	生活・就労
国際交流センター施設運営管理	日本語検定サポート	就労を視野に入れて、日本語検定能力試験をめざす外国人のための試験対策の場を実施します。(年2回、試験の3か月前から3か月間実施)	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会)	○						○		3	就労
就労支援事業	就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活自立・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、就労が著しく困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、講座や事業所等での就労体験の場を提供し、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促す支援を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		3	就労
住居確保給付事業	住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、離職などにより住居を失った方、または住居を失うおそれのある方に、就職活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。住居を整えた上で、就職を目指すための支援です。(※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。)	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		3	生活
多重債務者生活相談業務	家計相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、多重債務等の課題を抱える生活困窮者の債務や生計の状況などを聴取し、債務整理のため法律専門家への誘導をするとともに、関係機関及び関係部局と連携して生活再建を支援します。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		3	生活

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
生活保護受給者等就労支援事業	豊中市生活保護受給者等「自立・就労」支援	生活保護受給者等で保護受給において就労が要件となる方に対して就労支援事業を行っています。福祉事務所が事前に就労指導対象者と判断した方で、一人での求職活動が難しい場合や就労に際して制限がある場合には就労支援事業の活用を促し、同意を得て個々の状況に応じた支援を行います。支援を行ううえで、池田公共職業安定所やくらし支援課との連携を行っています。	福祉事務所	○	○	○	○	○	○			就労
精神保健事業	ひきこもり家族交流会	ストレスフルかつ孤立しがちなひきこもり家族が、安心して集い、相互に支えあい、家族自身が健康を回復することを目的として実施しています。副次的には当事者のひきこもり回復を促します。	保健予防課						○	1-4(4)	3	生活
保険料(歳入)の減免制度など、細事業名はない	ひとり親世帯(母子・父子世帯)の国民健康保険料の減免制度	現に婚姻をしていない者のうち、20歳に満たない子を養育しているひとり親(母子・父子)に対し、保険料の3割を減額します(所得制限あり)。	保険資格課		○	○	○	○	○		3	
認定こども園等入園	ひとり親家庭の優先入所	従来より通常の就労事由を上回る世帯加算を実施しています。	子育て給付課		○	○					3	生活
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。また、平成29年(2017年)8月からファミサポ利用料の補助を開始しています。	子育て給付課		○	○	○	○	○		3	生活
ひとり親家庭支援事業	母子父子自立支援員	母子家庭・父子家庭及び寡婦を対象に離・死別直後の精神的安定を図りその自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て給付課					○	○	○	3	
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母のよりよい就業に向けた能力開発を支援、資格取得のための安定した修業環境の提供、雇用安定、就労促進を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○		3	就労
母子生活支援施設入所事業	母子生活支援施設への入所	さまざまな事情のため、母子保護を希望する場合、子どもと一緒に入所できます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	1-4(4)	3	
—	市社協くらしささえあい事業	援助が必要な妊産婦等に対し、家事援助(調理・洗濯・掃除・買物等)、相談・話し相手などの生活支援を協会員を通じて行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会	○	○					2-1(2)	3	



■施策の柱2-4 子育てと仕事の両立の推進

施策展開(1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
認定こども園等入園	通常保育(公立・民間)	児童の保護者の労働、疾病等により、保育を必要と認定された児童を、認定こども園・保育所等において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	こども事業課 子育て給付課		○	○						
認定こども園等入園	家庭保育所制度	児童の保護者の労働、疾病等により保育を必要とする児童を、市独自制度の家庭保育所において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	こども事業課 子育て給付課		○				2-3(3)			
私立こども園等運営助成	延長保育	保護者の勤務時間・通勤時間等の状況に応えるため、開所時間をこえて1時間又は2時間の延長保育を実施します。	こども事業課 子育て給付課		○	○						
私立こども園等運営助成	1号認定児童の預かり保育	子育て支援の一環として、1号認定の正規の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に預り保育を実施します。	こども事業課 子育て給付課			○						
病児保育事業	病児保育事業	子育てと就労の両立支援の一環として、満1歳以上小学校4年生までの児童等で、病気の回復期に至らない場合で集団保育が困難であり、かつ保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭の社会的理由により家庭での保育が困難な児童に対する保育を補助対象となった3つの民間施設において行います。	こども事業課		○	○	○					
私立こども園等運営助成	病児明け保育の実施	医師の治療や安静等を必要とせず、症状が比較的落ち着いた、保育所生活が可能なお子児童を対象に、病後の早期回復に努め、無理のない保育・柔軟な対応を行います。	こども事業課		○	○						

施策展開(2) 家庭・企業・事業所等への啓発

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
男女共同参画推進センターすてっぷ施設運営管理	男女共同参画に関する学習	男女共同や子育てなどについての講演会や親同士のネットワーク、子育てについてのフリートーキング、ふれあい遊びなどを行い、男女共同参画の啓発を行います。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○			
男女共同参画推進センターすてっぷ施設運営管理	男女共同参画の推進のためのアウトリーチ(地域啓発)事業	地域に出向き男女共同参画についての講座(ジェンダー、就活対策・就労準備、ワーク・ライフ・バランス、働く女性の基本的な権利、セクシュアル・ハラスメント、女性と防災など)を開き、啓発します。地域とのつながりをつくとともに自前講師育成につなげます。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○			
就労支援事業	地域就労支援センター事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者などで働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因を抱えるため就労が実現できない者や就労意欲が乏しい若年者、学卒無業者などに対して、相談や各種講座などの支援や、無料職業紹介所と連携して求人情報の提供等を行っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	3	就労

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
無料職業紹介事業	無料職業紹介事業	求職者の居住地の近隣での就職を実現するために、職業安定法に基づく無料職業紹介所を設置し、相談者の状況に応じた求人開拓とマッチング、および就職後の定着支援を行っています。また、合同面接会や就職支援講座等を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	2-3(4)		就労
労働啓発事業	労働関係法令等の啓発	勤労者ニュースの発行等を通じて、労働関係法令の改正についての情報提供、障害者等の雇用促進普及に努めます。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○			
ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活・子育ての両立の実現をめざし、市民及び企業への周知・啓発を行います。また、地域社会全体での取組みを支援するため、ライフデザイン支援やイクボス推進など、出前講座や情報提供を行います。	こども政策課	○	○	○	○	○	○	2-4(2)		

■施策の柱3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

施策展開(1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
母子健康手帳交付事業	母子健康手帳の交付(妊娠届の受理)時の保健指導	妊娠届出者に対して、保健師・助産師等が面接を行い、母子健康手帳の目的・内容の説明及び妊娠・出産に関する保健指導を行います。	母子保健課	○						2-2(2)		生活
健康教育(母子保健)	妊娠期の教室	妊娠中の過ごし方について助産師、栄養士、歯科衛生士が講話などを行う「マタニティークラス」、調理実習を行う「マタニティークッキング」を開催します。	母子保健課	○						2-2(2)		
健康教育(母子保健)	両親教室	2か月に1回、偶数月の第4土曜日の午前・午後に初妊婦とパートナーを対象に、ビデオ学習、沐浴実習、妊婦疑似体験、抱っこ体験等、各種サービスの紹介などを行います。助産師会に委託しています。	母子保健課	○						2-4(2)		
健康教育(母子保健)	離乳食講習会	栄養士による離乳食に関する講話と試食の講習会を行います。	母子保健課		○					2-2(2)		
食育関連事業	幼児食講座	栄養士による幼児食に関する講話と試食の講座を行います。また、希望する保護者には相談も行います。	母子保健課		○					2-2(2)		生活
応急手当普及啓発	乳幼児のための予防救急講習会	市内で発生した乳幼児の救急事案を分析し、救急事故の未然防止を図るため、救急事故の予防法、応急手当などについて説明します。対象は、乳幼児の保護者です。	消防局 救急救命課		○	○						



施策展開(2) 母子保健事業の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重手施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
妊産婦健康診査	妊婦健康診査	妊婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診受診料の一部を助成します。	母子保健課	○						3-1(5)		
妊産婦健康診査	産婦健康診査事業	産婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診受診料の一部を助成します。	母子保健課		○					3-1(2)		
乳幼児健康診査	4か月児健康診査	集団健診で小児科医による診察、集団指導、個別相談(育児、栄養、発達、健康管理など)を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターで実施します。	母子保健課		○							生活
乳幼児健康診査	1歳6か月児健康診査	集団健診で小児科医・歯科医師による健診をはじめ保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターで実施します。	母子保健課		○							生活
乳幼児健康診査	1歳6か月児健診フォロー事業(「にこにこくらぶ」)	1歳6か月児健診の結果、集団による経過観察が必要な児に対して、保健師・保育士(関係機関)・心理相談員による問診、心理相談、育児相談等を行います。	母子保健課		○							
乳幼児健康診査	3歳6か月児健康診査	集団健診で小児科医・歯科医師による健診をはじめ、保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。視聴覚の検査は、スクリーニングの結果に基づき、必要な児に対して、眼科医・耳鼻科医に紹介状を発行します。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターで実施します。	母子保健課			○						生活
二次健診	二次健診	医師や心理士による二次健診及び、保健師等による相談や保健指導を行います。また、乳幼児健康診査や二次健診の結果、検査や治療が必要な乳幼児の保護者に医療機関の受診を促したり、療育機関につなぎます。	母子保健課		○	○				2-3(4)	3	
相談(母子保健)	育児相談(乳幼児健康診査後)	乳幼児健康診査後の経過観察や電話相談などで指導が必要と思われる乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士による個別相談(育児、栄養、発達)などを行います(予約制)。	母子保健課		○	○				2-3(1)	2	
母子健康手帳交付事業	外国語・日本語併記母子健康手帳	在日外国人で必要な方に、8か国語(英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、韓国・朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語)と日本語併記の母子健康手帳を交付します。	母子保健課	○						2-3(4)	3	

施策展開(3) 小児医療体制の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
休日等急病及び障害者歯科診療事業	休日急病診療	日曜、休日、年末年始(12月29日～1月3日)及び8月14日・15日における急病診療を実施しています。 診療科目：内科・小児科・歯科 診療時間：午前9時30分～午後5時 (診療受付は午前9時30分から午後4時30分まで) (一財)豊中市医療保健センターに業務委託	健康政策課		○	○	○	○	○			
豊能圏域救急医療対策事業	豊能広域子ども急病センター	豊能二次医療圏(豊中市、池田市、箕面市、吹田市、豊能町、能勢町)の4市2町が協力して、箕面市に小児初期救急医療診療所を開設し、小児救急医療体制の充実を図ります。	健康政策課		○	○	○	○				
—	地域周産期母子医療センター	正常分娩の取扱いの他、基礎疾患を持つ妊産婦やハイリスク妊娠に対し高度な医療やケアを提供しています。	市立豊中病院 総務企画課	○	○							
—	NICU(新生児集中治療室)	小さな赤ちゃんだけでなく、生まれても何らかの治療が必要な赤ちゃんや、他院で生まれ治療が必要な赤ちゃんも入院しています。	市立豊中病院 総務企画課		○							

施策展開(4) 子育て・子育てにやさしい生活環境の確保

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
公園安全安心対策事業	都市公園等安全・安心対策事業	子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園等をめざし、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園等における総合的な安全・安心対策事業による整備を、緊急かつ計画的に実施します。	公園みどり推進課		○	○	○	○	○			
健康づくり推進事業	大阪府子どもの受動喫煙防止条例の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例を推進するため、美化推進課と協働で全小中学校に受動喫煙防止横断幕を設置しており、今後、子ども園にも設置していきます。また、市管理施設受動喫煙防止ガイドラインにより、市が管理する施設は、敷地内全面禁煙となります。	健康政策課		○	○	○	○				
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	とよなか子育て応援団	子育て家庭に配慮している事業者に「とよなか子育て応援団」に登録してもらい、その情報を一覧にして冊子やホームページなどで公開し、子育て家庭に提供することをとおして、市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成もはかりながら、「このまちみんな子育て応援」をするまちづくりをめざします。	子ども政策課	○	○	○						
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	赤ちゃんの駅普及・啓発事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換又は遊びのスペースが自由に利用できる公共施設に「赤ちゃんの駅」標識(看板又はステッカー)を掲示します。また、施設一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」訪問時などに配布します。	子ども政策課		○	○						
三世同居・近居支援事業	三世同居・近居支援事業	世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりのために、市外在住の子育て世帯が市内在住の親世帯と市内で同居または近居するための住宅の取得費用やリフォーム費用の一部を補助します。	住宅課	○	○	○	○	○				



細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
市営住宅施設運営管理	市営住宅の子育て世帯向け募集枠の設置	市営住宅の募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定し、小学校就学前の子どもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○						生活
市営住宅施設運営管理	市営住宅の入居時における優遇倍率の措置	市営住宅の入居申込者のうち、母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○	○	○	○			生活
歩道改良整備事業	歩道改良整備の推進	歩道設置されている市道で、狭い、勾配がきつい、段差、凹凸がある等の問題がある歩道について、「歩道改良実施計画(改訂版)」(平成24年(2012年)9月策定)に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道の拡幅や構造形式の変更などの改良整備を実施します。	基盤整備課	○	○	○	○	○	○			
住居地区バリアフリー事業	住居地区バリアフリー整備	生活道路のバリアフリー整備を計画的かつ効果的に実施するため、地区単位で市民意見を反映しながら計画、設計、工事を順次進めます。地区は中学校校区程度の単位で設定し、平成32年度までに全ての地区で事業を完了する予定にしています。	基盤整備課	○	○	○	○	○	○			

施策展開(5) 子育てに関する家庭への経済的な支援

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
固定資産税等課税事務事業	固定資産税・都市計画税の減免	税法上の寡婦及び寡夫で、所得・所有資産・年税額の一定要件を満たす方は、申請に基づいて、固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。	固定資産税課	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	3	経済
重度障害者福祉手当支給事業	障害児福祉手当	重度障害児に対してその障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	
重度障害者福祉手当支給事業	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	
不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊に悩む方への特定治療支援事業	子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦に対し、指定医療機関での治療費の一部を助成します。	母子保健課	○								
未熟児養育医療給付事業	未熟児養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に、その養育に必要な医療の給付を行います。	母子保健課		○							
小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病医療費助成事業	医療費の助成を実施します。また、認定審査のため小児慢性特定疾病審査会を運営します。	母子保健課		○	○	○	○	○			
結核児童療育給付事業	結核児童療育給付事業	結核にかかっている児童に適正な医療を給付し、併せて学習用品等を支給します。	母子保健課		○	○	○	○	○			
子ども医療費助成事業	子ども医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります。	子育て給付課		○	○	○	○	○			経済

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
助産制度	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産費用の負担が困難な方は、指定の助産施設(病院)へ入所を措置します。	子育て給付課	○						1-4(4) 2-3(4)	3	生活
教材費等の実費徴収に係る補足給付等	教材費等の実費徴収に係る補足給付事業	認可施設に在園する低所得で生計が困難である世帯の子どもの保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入費用または行事への参加費用等を補助することで特定教育・保育のさらなる円滑な利用を図ります。	子育て給付課		○	○				1-4(4) 2-3(4)	3	教育
償還払分施設等利用給付	償還払分施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる児童の保護者に対し、預かり保育・認可外サービス利用の費用を償還払い(認定要件・上限あり)にて支払います。	子育て給付課		○	○				1-4(4) 2-3(4)	3	教育
児童扶養手当	児童扶養手当	父もしくは母と生計を同じくしていない児童や、父もしくは母が政令で定める程度の障害の状態にある児童等が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	2-3(4)	3	経済
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのひとり親家庭の児童とその保護者の医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります(所得制限あり)。	子育て給付課		○	○	○	○	○	2-3(4)	3	経済
私立幼稚園等保護者補助金	ひとり親世帯・在宅障害者世帯及び多子世帯の利用者負担額(保育料)軽減措置	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳児及び0歳～2歳児の市民税非課税世帯の保育料が無償化されましたことに伴い、0歳～2歳児のひとり親世帯についてはこれまで実施していた保育料軽減を継続実施します。	子育て給付課		○	○				2-3(4)	3	教育
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課					○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	教育・生活
小学校特別支援教育就学奨励 中学校特別支援教育就学奨励	小・中学校特別支援教育就学奨励費	市立小・中学校の特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級及び通級学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、奨励費を支給することにより経済的負担を軽減しています。	教育総務課				○	○		1-4(4) 2-3(4)	3	教育
要・準要保護児童就学援助(小学校) 要・準要保護生徒就学援助(中学校)	要・準要保護児童(生徒)就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助します。	教育総務課				○	○		1-4(4) 2-3(4)	3	教育
私立高等学校入学支度金貸付あつせん	私立高等学校入学支度金貸付あつせん	私立高等学校に修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒の保護者に、入学支度金の貸付のあつせん及び利子等を補給しています。	教育総務課						○	1-4(4) 2-3(4)	3	教育



施策展開(6) 子育て世帯にとってのまちの魅力発信の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
魅力創造・発信の企画調整	魅力創造・発信の企画調整	豊中の地域資源を再発見し、人々の暮らしの充実につながる新たな価値や魅力を創り出し、発信する取組みを進めます。令和2年4月からの新たなブランド戦略に基づき、市域外の人々も含めた交流・にぎわいづくり事業を実施します。	魅力創造課	○	○	○	○	○	○			

■施策の柱3-2 子どもの安全確保

施策展開(1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
防犯活動支援事業	青色回転灯防犯パトロールカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	2-1(3)		
パトロール事業と散乱ごみ・不法投棄対策事業	青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯に子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課		○	○	○	○				
更生保護事業	更生保護活動(豊中地区保護司会)	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域共生課					○	○			
研究・研修(保健振興費)	子どもの安全見まもり隊	PTAや健全育成会、自治会等地域の住民や団体等で組織する子どもの安全見まもり隊を小学校区ごとに設置し、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動を行うことにより、子どもの安全を確保することを目的としています。	学校教育課					○	○			
子ども見まもり事業	「こども110番の家」運動	地域住民に「こども110番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課					○	○			
関係機関連携事業	学警連絡会兼協働委員会	大阪府池田子ども家庭センター、豊中警察署、豊中南警察署、大阪府豊中少年サポートセンター、豊中地区少年補導協働委員会、豊中南地区少年補導協働委員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取組みます。	児童生徒課					○	○	2-1(3)		

施策展開(2) 子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
自主防災体制推進事業	防災に関する出前講座	災害に対する普段からの備え等についてや地震・水害対策などに関する内容のほか、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織の活動等について、出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○			
自主防災体制推進事業	防災アドバイザー派遣制度	気象、防災等の専門的な知識を有する防災アドバイザーを地域に派遣し、防災対策に関する講演等を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○			
防犯設備補助	防犯カメラ設置補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○			
見守りカメラ事業	見守りカメラ事業	通学路を中心に見守りカメラ(防犯カメラ)を設置し、維持管理を行います。	危機管理課	○	○	○	○	○	○			
精神保健事業	PFAセミナー	災害などの緊急下にストレスを抱えた子どもを傷つけず対応するために、支援者に向けて子どものための心理的応急処置(PFA)を啓発する取り組みを行います。	保健予防課		○	○	○	○	○	1-4(4)		
交通安全啓発事業	通学路交通安全プログラムの推進	各小学校区の通学路の交通安全を確保するため、定期的な合同点検を実施し、関係機関と連携しながら、安全対策を推進します。	交通政策課	○	○	○	○	○	○			
交通安全啓発事業	交通安全啓発事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、こども園・支援学校等において園庭や運動場での模擬道路を使用した歩行訓練や自転車教室、また講堂等での視聴覚教材を利用しての交通安全教室を行います。	交通政策課		○	○	○	○	○			
ジュニア救命サポーター事業	ジュニア救命サポーター事業	市内小学校の5年または6年生の児童を対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、子どもの頃から救命手当の必要性を根付かせ、将来的には全市民が救命手当を習得できることを目標とし、救命力の向上を図ります。	消防局 救急救命課				○					
防火・防災普及啓発	子どもに対する防火・防災教育	市内の園児及び小・中学生を対象に、火災や地震の怖さの理解、災害時における身の安全の確保、初期消火や応急救護など、年齢に応じた防火・防災教育を実施します。	消防局 予防課			○	○	○				

関係団体の実施事業の記載について

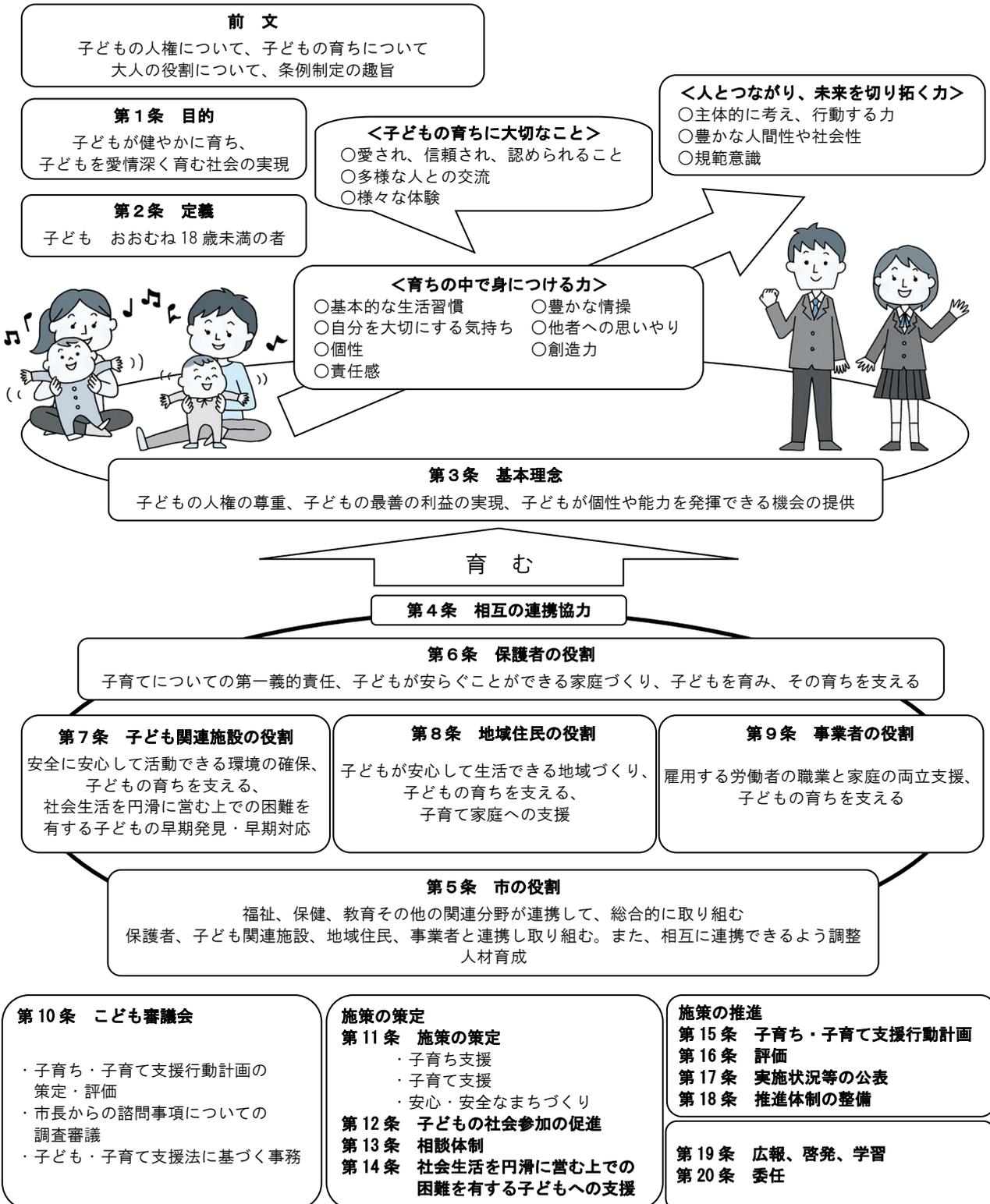
- (社福)豊中市社会福祉協議会は、市の地域福祉計画と連動した「地域福祉活動計画」を策定し、ライフセーフティネットの構築や権利擁護体制の充実など市の施策の推進に貢献しています。また、団体の性質上、多くの市の補助事業及び委託事業を受託するなど、市との関係性が深いことから、その事業を記載しています。
- (公財)とよなか国際交流協会は、外国人が安心して集える居場所づくり、外国人のエンパワメント等、多文化共生社会を推進する市の施策と同じ方向性の取り組みを行っています。また、市の「とよなか国際交流センター」の指定管理者となるなど、市との関係性が深いことから、その事業を記載しています。
- (公社)豊中市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置された法人であり、高齢者の就業の機会確保や、生きがいの充実、健康の保持増進、社会参加の推進、さらに高齢者の能力を活かした活力ある地域づくり等、市の施策との関係性が深いことからその事業を記載しています。



2 条例等

■豊中市子ども健やか育み条例

○豊中市子ども健やか育み条例の概要



子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、まわりの人から愛され、信頼され、そして認められることで、その力を伸ばし、可能性を広げます。また、子どもは、家庭、保育所、幼稚園、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。そして、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人へととなります。

大人は、子どもの声に耳を傾け、子どもとしっかりと向き合い、子どもの思いや意見を尊重し、子どもにとって最もよいことは何なのかを子どもと共に考えることが大切です。また、大人は、子どもが大人の姿を見て育つことを自覚し、自分の言葉や行動に責任をもたなければなりません。

市においては、「青少年健全育成都市」を宣言し、「豊中市子ども総合計画」や「豊中市次世代育成支援行動計画」に基づき子どもが健やかに育つまちづくりを推進していますが、社会環境や生活基盤の変化など子どもや子育て家庭を取りまく環境が大きく変化し、子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。このことから、子どもに関わる全ての人それぞれがそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、全ての人が子どもや子育て家庭に関心をもち、地域全体で子どもを育ていかなければなりません。また、自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行っていかなければなりません。

ここに私たちは、豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、市、保護者、子ども関連施設、地域住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、子育ち・子育ての支援に関する施策について必要な事項を定めることにより、子育ち・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。



- (2) 保護者 親権を行う者，未成年後見人その他の者で，子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 子ども関連施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他これらに類するもので市規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第3条 子どもの健やかな育ちは，次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき，子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とすること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ，その思いや意見を尊重し，子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人が共に考えること。
- (3) 子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう，子どもの力を信頼し，又は認めるとともに，その個性や能力を発揮することができる機会を提供するほか必要な支援を行うこと。

（相互の連携協力）

第4条 市，保護者，子ども関連施設，地域住民又は事業者は，子ども及び子育て家庭への支援に関心を持ち，子どもの健やかな育ちを支えるために，各々の役割を果たし，相互に連携を図りながら協力するものとする。

（市の役割）

第5条 市は，子どもの健やかな育ちに関し，子育て・子育ての支援に関する施策を策定し，その推進に当たっては，福祉，保健，教育その他の関連分野が連携して総合的に取り組むものとする。

- 2 市は，保護者，子ども関連施設，地域住民又は事業者と連携して子育て・子育ての支援に関する施策の推進に取り組むものとする。
- 3 市は，子育て・子育ての支援に関する施策の推進に当たっては，保護者，子ども関連施設，地域住民又は事業者が，相互に連携を図りながら協力することができるよう，支援及び調整を行うものとする。
- 4 市は，子ども及び子育て家庭への支援を行うため，職員の育成を行うとともに，地域での人材育成に取り組むものとする。

（保護者の役割）

第6条 保護者は，子育てについての第一義的責任を有するものであって，子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は，子どもの情操を豊かにするとともに，基本的な生活習慣を身につけることができるように年齢及び成長に応じて，子どもを育み，その育ちを支えるように努めるものとする。

（子ども関連施設の役割）

第7条 子ども関連施設は、子どもの安全を確保して、子どもが安心して活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

2 子ども関連施設は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもを早期に発見して必要な対処を行うように努めるものとする。

3 保育所、幼稚園、学校等の子どもが育ち学ぶことを目的とする子ども関連施設は、子どもの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて、自他を尊重する心、責任感を培いながら主体的に考え行動する力、豊かな人間性や社会性、規範意識等社会で生きる力を育むように努めるものとする。

4 子ども関連施設において、子どもを対象とした遊びや学習等の事業を実施する場合は、身近な社会生活や自然等に対する子どもの興味や関心を引き出すことができるよう、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもが安心して生活することができる地域づくりに努めるものとする。

2 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

3 地域住民は、保護者と子どもが共に交流することができる機会の提供や地域における見守り、子育てに関する経験の提供等子育て家庭への支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その雇用する労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、子どもが社会の仕組み及び職業に対する理解を深めるための機会の提供に努めるものとする。

(こども審議会)

第10条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて子どもの健やかな育ちに関する重要事項を調査審議するため、豊中市こども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、子どもの健やかな育ちに関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 保護者
- (4) 市民団体の代表
- (5) 福祉の関係団体の代表
- (6) 事業者の代表



- (7) 労働者の代表
 - (8) 子育て・子育ての支援に関する事業に従事する者
 - (9) 関係行政機関の職員
- 5 前項第2号及び第3号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 6 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(子育て・子育ての支援に関する施策の策定)

第11条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、これを推進するものとする。

(1) 子育て支援

- ア 保育及び教育環境に関すること。
- イ 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に関すること。
- ウ 子どもの居場所づくりに関すること。
- エ 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。

(2) 子育て支援

- ア 地域の子育て環境の整備に関すること。
- イ 子育てに必要な情報提供等に関すること。
- ウ 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。
- エ 子育てと仕事の両立の推進に関すること。

(3) 安心・安全なまちづくり

- ア 生活環境、保健・医療体制等に関すること。
- イ 子どもの安全に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの健やかな育ちに関して必要なこと。

(子どもの社会参加の促進)

- 第12条 子どもは、この条例に基づき市が実施する施策について意見を表明することができる。市においては、表明された子どもの意見の内容を審議会に報告するものとする。
- 2 市は、子どもが意見を表明することができやすくなるように施策の情報を提供するものとする。
- 3 市は、施策の策定に当たっては、第1項の規定により表明された子どもの意見を反映するように努めるものとする。

(相談体制)

第13条 市は、子どもが、自分自身のこと、家庭及び学校のこと、暴力、虐待及びいじめのこと等どのような内容についても、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができる窓口の体制整備に取り組むとともに、これらの相談窓口の周知を図るものとする。

2 職員は、子どもからの相談を受ける場合、子どもの意思を十分に尊重しながら対応するものとする。

3 市は、子どもからの相談内容や子どもが置かれている状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの救済又は心身等の回復を図るために必要な支援を行うものとする。

(社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの支援)

第14条 市は、保護者、子ども関連施設及び地域住民と連携して社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもの早期発見に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する子どもが、社会的援助を必要とする場合にあっては、子どもの状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの意思を十分に尊重し、かつ、継続した支援を行うものとする。

(子育て・子育て支援行動計画)

第15条 市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第11条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項(法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。)を定める子育て・子育て支援行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画の策定に当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(評価)

第16条 市長は、行動計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた審議会は、その内容を評価し、その結果を市長に通知する。この場合において、審議会は、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

(実施状況等の公表)

第17条 市長は、前条第1項に規定する施策の実施状況及びこれについての審議会の評価の結果を公表しなければならない。この場合において、同条第2項の規定により意見があったときは、当該意見及びその内容の調査又は検討の結果を付記するものとする。

2 前項の規定により公表された施策の実施状況及び審議会の評価等について、市民は、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容を審議会に報告しなければならない。



(推進体制の整備)

第18条 市は、行動計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発並びに学習)

第19条 市は、この条例について、子どもを含めた市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習の機会を提供するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第10条並びに次項及び附則第4項の規定 市規則で定める日
 - (2) 第15条第1項（法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項に係る部分に限る。）の規定 法の施行の日
- 2 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴くことができる。
- 3 以下略

■子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年（1989年）秋の国連総会で全会一致で採択されたものです。我が国は平成2年（1990年）9月21日にこの条約に署名し、平成6年（1994年）4月22日に批准を行いました。（外務省HPより）

本条約は本文54条からなり、以下の4つの包括的権利を子どもに保障しています。

生きる権利

- 一人ひとりの生命が大切にされること
- 病気や怪我をした時に、治療を受けることができること など

守られる権利

- あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られること
- プライバシーが守られること、他の人から誇りを傷つけられないこと など

育つ権利

- 教育を受けることができること
- 適切な情報提供等の支援を受けること
- 自分らしく育つことができること
- 考えることや信じることの自由が守られること
- 体や心を休ませることや、年齢にふさわしい遊びや文化・芸術活動に参加できること など

参加する権利

- 自分に関係のあることについて自分の意見を表明できること
- 表明した意見は年齢や成長に応じて考慮されること
- 友人を作り、友人と集うこと。但し、他の人に迷惑をかけるはいけません など

子どもに関わることは、子どもにとって一番よいこと（最善の利益）を第一的に考慮することが求められています



3 審議会等

■豊中市こども審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、豊中市子ども健やか育み条例(平成25年豊中市条例第23号。以下「条例」という。)第10条第7項の規定に基づき、豊中市こども審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、条例第10条第4項第2号及び第3号の委員を除き、再任されることができる。
3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。
4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。
5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(施行細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則(平成27年3月25日規則第20号抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

■豊中市こども審議会委員名簿

令和2年(2020年)2月1日現在
(敬称略、区分ごと名前五十音順)

区分	名前	所属名	役職
学識経験者	伊藤 篤	甲南女子大学	教授
	小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学	准教授
	中橋 美穂	大阪教育大学	准教授
市民	谷村 友紀	市民	
	古井 美枝	市民	
市民団体等	安家 周一	豊中市認定こども園協議会	会長
	安家 比呂志	豊中市民間保育園連合会	会長
	植村 美代子	豊中市青少年団体連絡協議会	副会長
	浦 耕太郎	連合大阪豊中地区協議会	副議長
	江田 泰子	豊中市民生・児童委員協議会連合会 (第2地区民生・児童委員協議会 主任児童委員連絡会)	(副代表)
	北川 定行	豊中市私立幼稚園連合会	会長
	酒井 留美	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会	事務局
	佐々木 文子	社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会	理事
	須戸 裕治	豊中商工会議所	副会頭
	伴野 多鶴子	豊中市地域教育協議会	会長
	星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会	会長
	山崎 重彦	社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会	副会長
行政機関	船越 聖美	豊中市立小学校校長会	小曾根 小学校長
	堀 道子	大阪府池田子ども家庭センター	所長



■豊中市子ども施策推進本部会議設置要綱

（設置）

第1条 豊中市子ども健やか育み条例に基づく行動計画の策定及び推進を図るため、豊中市子ども施策推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画に基づく施策の進行管理に関すること。
- (3) 行動計画に基づく施策の推進及び調整に関すること。

（組織）

第3条 本部会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 本部会議の委員長は子ども未来部長、副委員長は教育委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、本部会議の委員の追加をすることができる。

（運営）

第4条 委員長は、本部会議を総理する。

- 2 本部会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

（連絡会義）

第5条 本部会議の円滑な運営を図るため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、連絡会議の委員の追加をすることができる。
- 3 連絡会議の座長は子ども政策課長、副座長は社会教育課長の職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議は、必要に応じて座長が召集する。

（専門部会）

第6条 連絡会議に特定の施策及び専門事項の調査・研究及び検討を行わせるため、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の招集については別に定める。

（実務担当者会議）

第7条 連絡会議はその所掌事務を行うにあたり、必要があると認めるときは、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議の招集については別に定める。

（庶務）

第8条 本部会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

- この要綱は、平成25年（2013年）4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年（2014年）4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年（2014年）10月14日から施行する。
- この要綱は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年（2016年）4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

別表 1

豊中市こども施策推進本部会議

委員長	こども未来部長
副委員長	教育委員会事務局長
委員	人権文化政策監 都市経営部長 都市活力部長 市民協働部長 福祉部長 健康医療部長 教育委員会事務局教育監

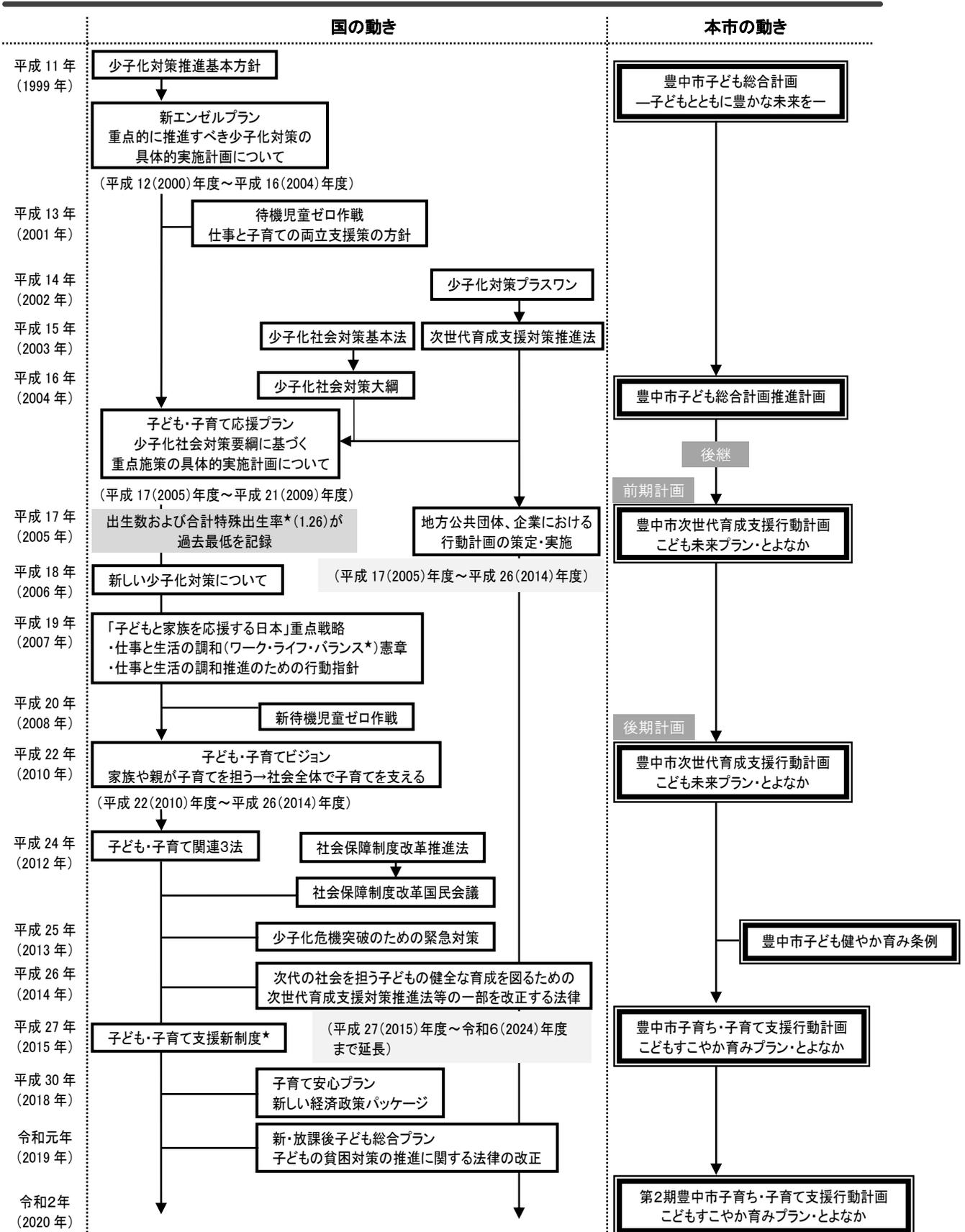
別表 2

豊中市こども施策推進本部連絡会議

座長	こども未来部	こども政策課長
副座長	教育委員会	社会教育課長
委員	人権政策課	人権政策課長
	都市経営部	経営計画課長、 創造改革課主幹（南部地域活性化担当）
	都市活力部	魅力創造課長
	市民協働部	くらし支援課主幹（若者・就労支援担当）
	福祉部	地域共生課長、福祉事務所長、障害福祉課長
	健康医療部	母子保健課長
	こども未来部	こども相談課長、こども事業課長、子育て給付課長
教育委員会	教育総務課長、読書振興課長、中央公民館長、 学校教育課長、児童生徒課長、学び育ち支援課長、 教育センター所長	



4 子育て・子育て支援の流れ



★は資料編「6 用語集」をご覧ください

5 計画策定にあたっての意見聴取の概要

■こども審議会の審議状況

本計画の策定にあたっては、条例第10条に基づく「豊中市こども審議会」において、子育て・子育てに関する総合的な検討を図るため、計画内容の審議を行いました。

年月日		会議名	主な議事内容
平成30年 (2018年)	10月11日 (木)	平成30年度 第3回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・子育て支援に関するニーズ等調査について ・第1回義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会について
平成31年 (2019年)	3月18日 (月)	平成30年度 第4回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・子育て支援行動計画見直しの進捗について ・子どもの居場所づくりの推進について ・第2回義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会について ・「夢・はぐくむ」公立こども園第1期（南部）年次計画について
令和元年 (2019年)	6月25日 (火)	令和元年度 第1回 豊中市こども審議会 義務教育就学前の保育・ 教育のあり方検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度（2020年度）教育・保育事業の利用定員の設定について
	7月5日 (金)	令和元年度 第1回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画の策定について
	8月27日 (火)	令和元年度 第2回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市子育て・子育て支援行動計画平成30年度事業実施状況について ・第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画（案）について
	9月3日 (火)	令和元年度 第2回 豊中市こども審議会 義務教育就学前の保育・ 教育のあり方検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画における教育・保育の量の見込みと確保方策について ・令和2年度（2020年度）教育・保育事業の利用定員の設定について
	11月28日 (木)	令和元年度 第3回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画（案）について ・第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画の策定についての答申（案）について ・子どもの居場所づくりについて ・第2期障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査結果について



■ニーズ等調査及び懇談会・ヒアリングの実施

計画の策定に向けた基礎資料とするため、子どもや保護者、子育て支援関係者に対して、市の子育ち・子育て支援に対する意見や要望、教育保育ニーズなどを把握するための調査を実施しました。

	子ども本人	保護者	支援者(機関)
アンケート	子育て・子育て支援に関する ニーズ等調査		地域の関係者への アンケート
懇談会・ヒアリング	子どもへの ヒアリング	保護者・支援者(関係機関)への ヒアリング	

1. 子育て・子育て支援に関するニーズ等調査（アンケート）

計画策定の基礎資料とするため、保護者に対しては就労状況や教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用意向等、子ども本人に対しては、学校生活や日常生活でのこと、将来のこと等への思いや考えを把握するため、ニーズ等調査を実施しました。

実施内容					
対象者		対象者数	抽出人数	有効回収数	有効回収率
保護者	就学前児童（0～5歳児）の保護者	22,142人	4,206人	2,260件	53.7%
	小学生（6～11歳児）の保護者	22,689人	2,502人	1,323件	52.9%
子ども本人	小学5年生	3,772人	868人	448件	51.6%
	中学2年生	3,580人	929人	410件	44.1%
	高校2年生相当年齢の方	3,711人	817人	228件	27.9%
合計		55,894人	9,322人	4,669件	50.1%
調査方法	郵送調査法（郵送により配布・回収）				
調査期間	平成30年11月16日～12月25日				

2. 子どもへのヒアリング（座談会・ヒアリング）

	実施内容
調査期間	①平成30年11月から平成31年1月 ②令和元年11月から12月
対象者	小学生から高校生までの児童・生徒
実施方法	学校等を訪問し、座談会またはインタビュー形式で実施
訪問先	①地域子ども教室（5小学校区）、子ども食堂1か所、生徒会等（中学校3校、高校1校） ②生徒会等（中学校3校、高校3校）
実施人数	①小学生 72人、中学生 20人、高校生 7人 ②中学生 17人、高校生 30人
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの体験機会について <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの体験で良かったもの：職場体験、ボランティア体験、地域交流、など ・今後体験したいこと：多世代・他文化交流、など ○子どもの居場所づくりについて <ul style="list-style-type: none"> ・家や学校以外で普段過ごす場所：親せきの家、学習塾や習い事の教室、図書館や公民館等の公共施設、カフェなどの店舗、など ・あったらよいと思う居場所：球技ができる公園や体育館、自習ができる場所、友だちと気軽に集まれる場所、など ○子どものための相談体制について <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に利用できるSNSと、安心して利用できる対面の相談窓口を、状況に応じて使い分けられるとよい ○子育てと仕事の両立について <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの愛情がいっぱいあり、一緒にいられる限られた時間を大切にする気持ちが大切 ○児童虐待の防止について <ul style="list-style-type: none"> ・日ごろから親子と地域が関わり、親子関係や子どもの様子を地域住民が気に掛ける関係づくりが必要 ・保護者が精神的・時間的・金銭的なゆとりを持てるよう、仕事の負担軽減や保育サービスの充実が必要 ○特別な支援を必要とする人への支援について <ul style="list-style-type: none"> ・当事者が抱える課題への対処だけでは解決できないため、周囲の人の理解を深めるための支援も必要

3. 地域の子育て・子育て支援の関係者へのアンケート（アンケート）

	実施内容
調査対象	民生委員・児童委員、校区福祉委員会、社会福祉（高齢、障害、児童）事業者、自治会、自主防災組織などの団体関係者
調査方法	地域福祉ネットワーク会議（生活圏域7ブロックごとに開催）で配布・回収
調査期間	平成31年2月12日～2月28日
回収件数	7ブロック合計 243件
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや子育て家庭の支援に関する課題について <ul style="list-style-type: none"> ・地域の交流が希薄になり、子どもの様子がわかりづらい ・心配な子どもがいても、個人情報の取扱いが難しく、保護者が支援を拒否する場合がある ・子どもに声かけをすると不審者扱いされてしまうことがある



	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働によって保護者が子どもと関わる時間が減少している ・保護者の子育てに関する知識が不足しており、家庭教育支援が必要 <p>○今後の子育て・子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、子育て家庭、教育保育施設とのつながりの強化が必要 ・必要な情報へ容易にアクセスできる仕組みや、悩みを打ち明けられない家庭への、一歩踏み出しやすい環境づくりが必要 ・乳幼児の保護者の息抜きの機会や保護者同士の横のつながりをつくる機会の充実が必要 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもは皆で育てる」という思いを大切にし、いろいろな方とつながりたい
--	---

4. 保護者、子育て・子育て支援の関係者へのヒアリング（座談会・ヒアリング）

	実施内容
対象者	<p>①市内在住の就学前から高校生世代の子どもの保護者、子どもや子育て家庭の支援に関わる方（市民以外も可）《公募》</p> <p>②障害のある子どもの保護者、外国にルーツをもつ子どもの保護者、生活困窮世帯の保護者、関係機関の職員等（児童養護施設・ひとり親支援団体）</p>
会場	<p>①千里公民館・すこやかプラザ・庄内公民館</p> <p>②障害児通所支援事業所、とよなか国際交流センター、児童養護施設等</p>
開催日時	<p>①平成31年1月から2月</p> <p>②平成31年2月から3月、令和2年2月</p>
参加者	①27人 ②保護者18人、支援者2人
実施形式	①グループワーク・座談会 ②ヒアリング
主な意見	<p>○子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや親子連れが身近に利用できる屋内施設、園庭・校庭の活用など休日に安心して利用できる場、自習室など子どもが自由に過ごせる居場所が必要 ・子どもが安心して遊べる場所の充実が必要（公園の整備、学校施設の開放、公共施設の活用、など） ・子どもが地域の人など多様な人と関わり、社会性を身に付ける機会が必要 <p>○子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者や小学生以上の保護者など、孤立しがちな保護者への支援の充実が必要 ・必要に応じた情報が行き届くような仕組みが必要 ・何気なく集え、子育ての悩みを互いに話し合ったり相談できたりする場がほしい ・子育て支援活動を行う人のネットワークづくりや子育て中の保護者の力を有効活用する取組みを行ってはどうか <p>○障害のある子どもへの支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の負担が大きいため、学校と福祉がチームワークで支えてほしい <p>○外国にルーツをもつ子どもへの支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立を防止し、必要な支援を届けるため、外国にルーツをもつ子どもの把握が必要 ・外国人市民が地域とのつながりを持ち、安心して暮らせる環境の整備が必要

■意見公募手続きの実施

本計画について、市民等から幅広い意見を募集するため、計画素案に対する意見募集を令和元年（2019年）12月26日（木）から令和2年（2020年）1月17日（金）にかけて実施し、71人の市民等から159件の意見が提出されました。

○第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画（素案）に関する意見募集の結果

1. 提出方法別人数と意見件数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
郵便	0	0
ファクシミリ	1	1
電子メール	1	2
所管課への直接提出	1	3
電子申込	42	111
その他	26	42

2. 市民等の区分別人数と意見件数

市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
市の区域内に住所を有する者	64	144
市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	7
市の区域内に存する事務所等に勤務する者	2	3
市の区域内に存する学校に在学する者	0	0
市税の納税義務者	0	0
意見公募手続きに係る計画等に利害関係を有する者	0	0
その他（市民等の区分について未記入のもの）	4	5

3. 項目別意見件数

該当箇所	意見件数（件）
第2章 子どもや子育て家庭の状況	6
第4章 これまでの取組みと今後の課題	—
施策の柱1 子育て支援	21
施策の柱2 子育て支援	5
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	5
第5章 施策の展開	—
施策の柱1 子育て支援	10
施策の柱2 子育て支援	45
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	11
重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所	16
重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち	2
重点施策3 だれもが安心、つながる支援	2
第6章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画	18
第7章 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実	8
第8章 ひとり親家庭への支援の充実	3
全体	4
意見募集について	3



6 用語集

ICT（情報通信技術）

「Information and Communication Technology」の略。インターネットなどの通信技術を活用した産業やサービスなどの総称。

SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goal」の略。平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットにおいて採択され、平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)の 15 年間で達成すべき 17 の目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。貧困問題をはじめ、気候変動やエネルギーなど持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されている。

SNS

「Social Networking Service」の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

アウトリーチ

訪問・派遣など出向いて行う公共サービスの手法のこと。

イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人

生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

エンパワメント

個人が持っている能力を引き出し、発揮できるよう支援や援助を行うこと。

キャリア教育

児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育。

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

子育て支援コーディネーター

本市の子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業において、子育て家庭が身近に思える場所で、利用者本人の力や地域資源を生かしながら、個別の家庭状況に応じ、支援策を調整、調達、開発する人のこと。

子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調

整や関係機関と連携調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する拠点。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年(2012 年)8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をめざすもの。

子どもの安全見守り隊

小学校区を単位として、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動等を行うことにより、子どもの安全の確保をめざす組織。

こども 110 番の家

「こども 110 番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、子どもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、子どもの権利の擁護と子どもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生ま

れた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

高齢者、障害のある人、子どもなどの対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う人や機関のこと。

地域福祉活動支援センターなどを拠点に、地域づくりや制度の狭間や複合的な課題の対応などを行っている。また、福祉なんでも相談のバックアップや地域福祉ネットワーク会議の運営などを通じて、新たな支援の仕組みづくりなども行っている。

困窮度

平成 28 年度（2016 年度）に実施した豊中市子どもの生活に関する実態調査により世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を世帯人数の平後根で割った額によって世帯の困窮の度合い分類したもの。世帯の可処分所得が低いほど困窮度は高い。

主任児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見まもり、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

新・放課後子ども総合プラン

平成 30 年（2018 年）9 月、文部科学省と厚生労働省が策定した令和元年（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までのプラン。「放課後こどもクラブ」と「地域子ども教



室」の両事業の計画的な整備等を推進し、「小1の壁」の打破やクラブの待機児童を解消するとともに、次代を担う人材を育成する。推進にあたっては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行える事業を両省が協力して進める。

スクールカウンセラー（SC）

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点から子どもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

セーフティネット

何らかの課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、安全網として下支えする制度や仕組み。公立こども園の機能においては、様々な家庭環境や困難を抱える乳幼児の支援等、公共として欠かさずことのできないサービスの受け皿のこと。

地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会

本市の各小学校区において、地域の潜在的なニーズの掘り起こしや子育て不安の解消に向けた子育て相談、情報の提供などにより具体的な支援事業などを検討する会議であり、市の子育て関係部局の他、市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーや就学前施設の関係者などで構成される。

中間支援団体

市民社会の成熟をめざして、個人や地域団体・NPO、企業、行政などに対し、相談や任相手の育成、人材や資金などの仲介、運営の問題解決などを行う支援団体。

デイジー

目の不自由な人のために音声情報を圧縮して記録したCD。

デジタルサイネージ（電子看板）

表示と通信にデジタル技術を活用して映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。短時間で表示内容を切り替えられ、動画表示など多様な映像広告が可能となっている。

豊中市教育保育環境ガイドライン

豊中市内のすべての就学前の子どもたちが、「質」の高い教育・保育を受けることができる状況を作るため、最低限必要な環境や関わり、子ども理解などについての評価の基準を定めたもの。

豊中市子ども読書活動推進計画

市内のすべての子どもが読書を楽しむことができるよう、市や市民がそれぞれまたは協働して読書環境を整え、子どもの読書活動を進める計画。現在は第1期・第2期実施計画の成果を踏まえ、「豊中市子育て・子育て支援行動計画」に理念を盛り込み、市民、事業者、関係部局、関係機関と連携した「豊中市子ども読書活動連絡会」により、読書環境を整え子どもの読書を支える活動を推進している。

認定こども園

就学前の子どもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）がある。

①平成26年度（2014年度）までは認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う類型。平成27年度（2015年度）からは制度改正により、学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型

②認可幼稚園が保育所機能を備えている類型

- ③認可保育所が幼稚園機能を備えている類型
- ④幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

ハイリスク妊婦

不安定な就労等、収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の身体的・知的・精神的障害等のハイリスク要因を伴った家庭環境により、育児困難が予想される状態で妊娠すること。

パイロット事業

試験的・試行的に実施する事業。

非認知能力

学習における知的な能力を支える子どもの内面の力。(例：好奇心や意欲などの感じる力、自尊心や忍耐力などのやりぬく力、協調性や思いやりなどの他人を理解し関係を調整する力。)

福祉共育

地域や学校における地域福祉活動の体験や学習の機会などを通じて、子どもから大人まであらゆる地域住民同士が、異なる世代や立場を認め合い、支え合いながら「共に生きる・共に育ちあう」文化の醸成をめざすもの。

ベンチマーク

ものごとの基準や目標。公立こども園の機能においては、就学前の教育・保育を進めるにあたり、市がめざす水準を確保するための取組みのこと。

保育士・保育所支援センター

保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や、

保育所・幼稚園等の潜在保育士活用支援等を行う機関。

「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画

地域と連携した子育て・子育て支援を推進するとともに教育・保育内容の充実・確率をめざし、将来予測される児童数の減少を見据え、地域ごとの特性に応じた配置及び整備に向けた取組みやスケジュール等を示すもの。

幼児教育サポーター

大阪府幼児教育アドバイザー育成研修を修了した者で、①勤務する就学前施設での公開保育や園内研修、②「豊中市教育保育環境ガイドライン」の活用と推進、③就学前施設への巡回支援を行い、就学前施設に通う子どもたちが等しく一定の教育・保育を受けられるよう相談支援等を行う。

レスパイトサービス

子どもや介護の必要な高齢者のいる家庭への様々な支援。家族が育児や介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的に行われるサービス。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。守秘義務などの各種規定がある。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。

ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。